

環衛 かごしま

財団法人鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 内野栄蔵



伊前理事長の死去に伴ない、図らずも理事長の重責を担うことになり、心のひきしまる

思いがいたします。

皆様のご期待に添うべく鋭意努力いたし、その重責を果して参ります。ご承知のとおり環境衛生関係の営業をとりまく情況は大変きびしいものにあります。また、消費者及び利用者からの需要は時代の要請と相まって、その内容等

理事長就任のごあいさつ

このたび井

このたび井

よろしくお願い申し上げます。

も多様化かつ複雑化して来ております。私達も新しい時代に対応すべく、お互いの情報収集はもとより、研さんを重ね創意工夫して斯界の繁栄・隆昌を図って行かねばなりません。いざれにしても、私達の営業は、特に消費者・利用者と深いかゝわりがあります。これからもこれらに応えて行くためにも、私達は会員お互の連携と力を合せて業界の発展に努力して参りたいと思います。

理事長就任に当たり、斯界発展のため改めて微力ではありますが、誠心誠意努力をいたして参ります。皆様方の深いご理解・ご協力を賜わり、前任者同様ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ごあいさつ

鹿児島県保健環境部
部長 有川勲

環境衛生関係営業皆様方には、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

環境業界におかれましては、公衆衛生の確保はもとより、多様化する消費者ニーズの変化に対応できる経営基盤の確立、近代化、



合理化をより一層進めることが必要と思われます。

このようなときに創刊されます「環衛かごしま」の果す役割に期待いたしますとともに、業界のますますの御発展と御繁栄を祈念いたしまして挨拶といたします。

創刊のおよろこび



国民金融公庫鹿児島支店

支店長　日小田　宏

衛生施設の改善向上、経営の健全化が最も求められているこの時期に、鹿児島県環境衛生営業指導センターにより「環衛かごしま」が創刊されますことを心からお慶び申し上げます。

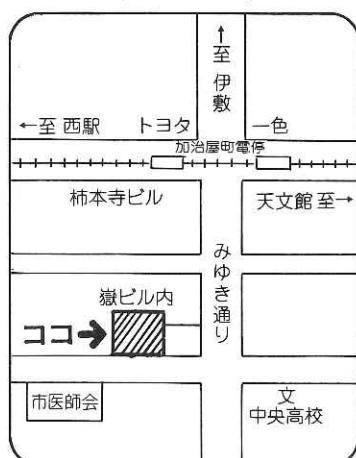
生活環境の高度化により、顧客ニーズの多様化が一段と進む中で経営の柱として情報の占める比重が益々増大しており、この充実は急務であります。

日常生活と密接な関連をもつ皆様方が、組織の力を結集され創意と工夫により業界ともども地域社会発展に大きく寄与されますことを念願いたします。

「環衛かごしま」の益々の充実発展を心から祈念いたしまして、創刊のお祝いといたします。

太陽の国 南国鹿児島へどうぞ

《位置図》



所在地	鹿児島市加治屋町 2-15
電話番号	0992-22-8332

《役職員紹介》

役職名	氏名	経歴
理事長	内野 栄蔵	県公衆浴場環衛組合 理事長
副理事長	谷川 栄一	県社交業 //
//	岩崎 国治	県理容 //
理事	井手口益実	県クリーニング //
//	岩元 静夫	県食肉 //
//	沖洲 賢一	県すし商 // (代)
//	富田 勇勢	県旅館 //
//	米沢 弘幸	県喫茶業 //
//	西元 常秀	県料飲業 //
//	岩切 恒夫	県美容 // (代)
監事	田中 秀文	県公衆浴場専務理事
//	岩重 光	県料飲業副理事長
事業活動調整員	石田 繁	経営コンサルタント
経営指導員	吉満 正義	指導センター
//	牧 泰	//
//	池田 一矢	//
補助員	玉利 恵子	//

財団法人鹿児島県環境衛生営業指導センターの御紹介

もっと指導センターの活用を

環境衛生関係営業は人口五十人に一件の割で存在すると云われ、これ程消費者に密着している営業はありません。従って色々な問題やトラブルが起っています。そのような問題解決のお手伝いをするのが指導センターなのです。皆様方のご相談をお待ちしています。



「相談室の御利用を」

指導センター内に相談室が設置されていて今迄も色々と相談がありました。これからもどしどしご利用下さい。

- (1) 営業者の衛生関係について
- (2) 営業上の融資、金融、税務
- (3) 消費者の苦情処理について
- (4) 大企業進出に伴う調整事業

(2) 相談内容

- (1) 環衛業の経営の健全化に関する指導事業
- (2) 環衛公庫融資推薦事業
- (3) 標準営業約款登録事業
- (4) 関係団体実務担当者研修指導事業
- (5) 移動経営融資相談事業
- (6) 環境衛生同業組合役職員研修事業
- (7) 環境衛生功労者知事表彰推薦事業
- (8) 環衛業の健全化に関する関係当局への建議要望
- (9) 環衛業特別事業
- (10) 県内風俗関係営業調査
- (1) 振興計画についての相談
- (2) 標準営業約款事業
- (3) 大企業進出に伴う相談事業
- (4) 保健所との連携強化
- (1) 広報紙「環衛かごしま」発行事業

事業計画

昭和六十一年度の指導センターの事業計画は理事会で左記のとおり決定しました。



「人の親切はいつ迄も忘れられないものである」

鹿児島市加治屋町二一十五
嶽ビル一階指導センター内
電話〇九九一二三一八三三

平日 午前九時～午後五時
土曜日 午前中

・現在認定されている業種(61.2末現在)

業種	認定年月日	目標年度
クリーニング	昭.57.4.1	63年度に(改正)
理容	58.12.20	63年度
美容	58.12.20	63年度
旅館	59.8.28	64年度
すし	57.7.29	63年度に(改正)
めん類	59.8.23	64年度
食肉	60.12.26	65年度

・鹿児島県における振興計画認定状況(61.2末)

業種	認定年月日
クリーニング	昭.60.3.20
理容	昭.60.1.7
すし商	昭.61.3.27

・振興計画認定組合員に与えられる特権

- (1) 貸出し限度額に1,500万円上積みされる。
- (2) 貸出し金利が低い。(特定施設)
- (3) 新しく運転資金を借りられる。(61.10.1より)

厚生大臣は業種を指定して、営業の振興に必要な指針をつくります。指定された業種は、各県毎に組合の振興計画をつくり、知事を経由して厚生大臣の許可を得ることになります。

「振興指針と振興計画」とは

「S」マーク（衛生・安全・標準の英語の頭文字）を表示した理容業は、鹿児島県環境衛生営業指導センターに登録されている安全で信用できるお店です。

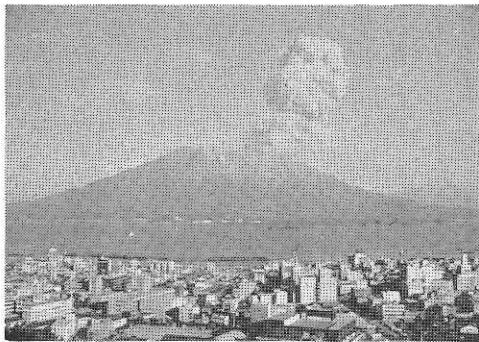


“消費者の皆さん
Sマークのある
店を利用
しましょう”



これ等の営業者は、厚生大臣が認可した処理基準や施設の管理基準等を確實に守り、安心して利用できる施設です。

「S」マークの制度を 御存じですか？



ごあいさつ

鹿児島県保健環境部
生活衛生課長

有満秀夫

環境衛生関係
営業の皆様方に
は、日頃から環

境衛生行政に対し深い御理解と御協
力を頂いていることにつきまして厚
くお礼申し上げます。

皆様方の営業は私達の日常生活に
密着しており、本県経済への影響は
勿論、公衆衛生の維持向上に大きく
寄与しておられるところであります。

このところ皆様方の業界をとりま
く経営環境は、消費の伸び悩みやニ
ーズの多様化、大手資本の進出等嚴
しい状況にあります。このような時

にこそ、鹿児島県環境衛生営業指導
センターを中心と相互に団結され、
(時代の変化に対応する) 経営の近
代化・合理化を更に推進されること
が必要と思われます。

本県の行財政事情も非常に厳しい
状況ではありますが、今後とも(環

環衛 かごしま

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生
営業指導センター
鹿児島市加治屋町
2-15
☎ 0992-22-8332

境衛生関係(営業の)衛生水準のより
一層の向上と業界の経営安定・振興
のために努力をいたしたいと思つて
おります。

最後になりましたが、皆様方のま
すますの御発展と御繁栄を祈念して
ごあいさつといたします。

「厳しい環境に思う」

国民金融公庫鹿屋支店

支店長 浜辺行弘



さきに、政府
は景気浮揚を図
るため内需拡大
の方針を打ち出しましたが、現下の
状況は、対外経済摩擦の回避のため
円高定着は避けて通ることができな
くなっています。それだけに中小
企業を取り巻く経済環境は厳しさを
増して行くものと思われます。円高
が定着すれば、ますます国内での企
業間の競争が激しさを加えて行くこ
とになります。又、一方では、
消費者のニーズの変化や情報化・ハ
イテク化など企業経営の環境が年々
大きく変化を続けています。

このように揺れ動き、そして厳
しき時期には、じつとして動かない守
りの姿勢も一つの方法で大切だとは
思いますが、経営環境が悪化したか



昭和六十一年度

役職員研修会開催さる

環境衛生同業組合

昭和六十一年度の経営特別相談員の研修会に引き続き、グリーンホテル錦生館において役職員の研修会が、盛大に行われ、熱心に受講されました。出席者は四十名でした。内野理事長あいさつに統じて、国民金融公庫鹿児

島支店長日小田宏氏と、本年は趣を異にして、営業するには、健康でなければならないとの観点に立ち、鹿児島市中央保健所長村山力氏に依頼しました。

環衛指導センターと保健所と互に協力しながら、環衛業の育成強化を図るべく、六十一年三月の理事会におきまして採決され、本年は、鹿児島市中央、山下両保健所と、川内、鹿屋の四保健所で検討会を実施し、誠に有意義でした。鹿屋と川内の両保健所では地元の国民金融公庫からも出席を載き質疑応答等で、アドバイスを受けました。内容は次の通りです。

昭和六十一年度 経営特別相談員研修会開催さる

昭和六十一年度の経営特別相談員の研修会は九月五日、グリーンホテル錦生館で開催され、三十二名が出場されました。佐堀春雄氏等によつてそれぞれの立場から研修されました。

席し盛大に熱心に研修されました
内野理事長の開会のあいさつについて
で、県保健環境部生活衛生課課長補

保健所との連携強化事業について

保健所名	鹿児島市	中央保健所	鹿児島市	鹿屋保健所
内 容	環境金融公庫の融資制度	標準営業約款登録状況	振興指針に係る振興計画	についてその現状など 運転資金導入制度
実施年月日	昭 61・8・27	昭 61・8・27	昭 61・8・27	昭 61・9・17
出席者	公衆衛生課長	環境衛生監視員	衛生課長	環境衛生監視員
			〃	〃

研修課目	講師
開講あいさつ	財鹿児島県環境衛生営業指導センター 理事長 内野栄蔵
組合の組織強化と環衛業の労務管理	県保健環境部生活衛生課課長補佐 堀春雄
これからの中環衛業の経営	財鹿児島県環境衛生営業指導センター 経営指導員 池田一矢
環衛改善貸付の審査と事後指導	財鹿児島県環境衛生営業指導センター 経営指導員 吉満正義

環衛公庫融資に 連転資金導入される

いかがですか。
(現在の基準利率 年六・四%)

環衛業の資金需要調査始まる、 と金融基礎調査始まる、

従来環衛公庫の融資は環境衛生関係営業の方々が衛生面の向上、経営の近代化を図るため、お店の新増、改築や器具、備品の購入などに必要な設備資金に限り長期、低利で融資されていましたが、今回環衛公庫法の一部改正により本年十月一日から運転資金も併せ融資されることになりました。

但し、この運転資金については厚生大臣の認定を受けた振興計画に基づく振興事業を行う組合及びその組合員に限られます。

貸付利率 年六・四%

償還期限 五年以内

貸付限度額 現行貸付制度の限度額とは別に二、七〇〇万円以内

なおこの制度の取扱いについての詳細は指導センターにご照会下さい。

史上最低水準に！

昭和四十二年九月環境衛生金融公庫が発足して以来、貸付利率が史上最低の水準になりました。

公庫資金に経験と知恵をプラスして、時代の変化を一步先取りしたお店のリフレッシュ化を推進されでは

託により全国指導センターの再委託で各県指導センターが実施するものであり環衛業の設備投資動向ならびに景気動向も短期的に把握することと、環衛公庫に対する資金需要等の中長期的動向を把握することを目的としております。

この調査は環境衛生金融公庫の委託により全国指導センターの再委託で各県指導センターが実施するものであり環衛業の設備投資動向ならびに景気動向も短期的に把握することと、環衛公庫に対する資金需要等の中長期的動向を把握することを目的としております。

なお経営特別相談員が行う環衛業の被対象業者については夫々の業種毎に指示された件数で理容十件、美容十件、クリーニング十三件、公衆浴場八件、旅館二十件、食肉三件、喫茶五件、すし商十三件、社交八件、料飲二十件の計百十件で全国で五千五百二十件、

○分野調整事業の実施について

又指導センターの経営指導員が行う対象業者は理容六件、美容六件、クリーニング二件、公衆浴場三件、旅館四件、食肉三件、喫茶四件、すし商三件、社交六件、料飲二十一件計五十八件、全国では三千三百件になつておらず、対象は鹿児島市のみです。

近年環境衛生関係営業は過当競争の中にあるうえに大企業の進出もめざましく紛争が多発化し、内容も複雑になつて来ています。そこで、厚生省では「分野調整等指導事業実施要綱」を定めて、これに基づき円滑に問題の解決のために、各県の指導センターが実施主体となり、各組合から提出して貰つた組合員名簿からご通知差します。

県内全域に亘る調査となつております。予定にしております。

更に十一月に第二回目を実施する予定にしております。

融資基礎調査は七月に第一回目は終了し更に十一月に第二回目を実施する予定にしております。

金需要調査は既に八月中に完了、融資基礎調査は七月に第一回目は終了し更に十一月に第二回目を実施する予定にしております。

「移動経営融資相談室」開設

当指導センターでは事業計画の一環として昨年度に引き続き本年度も「移動経営相談室」を開設しております。

これは五十六年度から引き続いて実施しているもので、以前は県生活衛生課主催による各業種毎の講習会に便乗して指導センターも「相談室」を設置し県内主要都市で開設していましたが、昨年度から指導センター独自で、県内保健所単位でその主要都市及びその周辺の傘下全環同組合の組合員の方々を対象に研修をすると共に希望者について個々の相談にも応じ、大変好評を得ております。

相談内容は、融資、経営、労務、衛生等を主体にしております。

本年度は既に名瀬、加世田の両市を完了しましたが今後は、末吉、志布志、隼人の各町を予定しておりますので各環同組合の役員の方は勿論一般組合員の方々も積極的にご参加下さい。

なお、夫々開設の連絡は指導センター理事長名と保健所所長名で各組合から提出して貰つた組合員名簿からご通知差します。

「国民金融公庫の異動」

七月二十一日付で次のとおり異動がありました。

旧、鹿児島支店次長 大野博朋

(倉敷支店長へ転出)

新、児玉幸雄
(富山支店次長から転入)

鹿児島支店付調査役 池村 齊
(久留米支店次長から転入)

旧、鹿屋支店融資課長 納富昭則
(佐世保支店管理課長へ転出)

新、(中村支店調査役から転入)
坂田博正

第38回
全国理容競技大会
開催される

クリーニング業

標準営業約款再登録 受付開始

厚生大臣認可後初のクリーニング業標準営業約款登録の有効期限が昭和六十一年十月末日で切れます。

ささらに同年十一月一日からの再登録申請書の受付を以下開始しておりますのでお早目に当指導センターまで提出してください。

なお関係書類は当指導センターもしくは県クリーニング環衛組合にござります。



鹿児島市松原町七番十三号
電話 ○九九二一四一三六
鹿児島県すし商環境衛生同業組合
務局

記

左のマークのある取扱加盟店で販売しています。御利用下さい。
詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

お世話になつた人のへ、又は親しいお友達へ美味しい「すし」をプレゼントしてみませんか。
鹿児島県すし商環境衛生同業組合では昭和五十九年六月からすし共通食事券(ギフトカード)を販売しています。

美味しい「すし」をプレゼントしてみませんか

◎クリーニング所再登録手数料
一件当たり 二、三〇〇円
一件当たり 一、四〇〇円

◎取次所再登録手数料
一件当たり 二、三〇〇円

また手数料の額は次のとおりです。

区分	氏名	年齢	現職
厚生大臣 環境労働者	え江 隆義	65	鹿児島県旅館環境衛生同業組合副理事長
	萩原 すず子	66	美容理事業
	西元 常秀	60	料飲業理事業
	米澤 弘幸	50	喫茶業理事業
	木本 武能	51	理容理事業
(社)全国環境衛生同業組合中央会長表彰	河野のり紀	48	喫茶業副理事長



「環衛がごしま」紙を通してご挨拶の業者を嘗んでおられる皆様に、大変光栄に存じます。

The logo consists of a large, bold, black circle containing a thick, horizontal cross. To the left of the circle, the Japanese characters 'ごあいさつ' are written vertically in a black, sans-serif font. To the right of the circle, the characters 'かごしま' are also written vertically in a similar font. The entire logo is set against a white background.

発行・編集
財鹿児島県環境衛生
営業指導センター
鹿児島市加治屋町
2-15
☎ 0992-22-8332

昭和六一年度環境衛生營業 經營特別相談員養成講習会修了

環境衛生指導助成事業の一環として毎年度、県保健環境部長名を以て、

この養成については厚生省の指定を受けて財全国指導センターの通信教育をうけレポートを提出して頂き成績優秀な方に対し県保健環境部の主催する講習会を受け始めて県知事が委嘱することになります。

したがいまして、このような時代
なればこそ、環境衛生営業指導セン
ター及び各環境衛生同業組合のもと
に結集され、消費者のニーズをとら
えて、経営基盤の強化、経営の一層
の近代化、合理化をはかつていく必
要があります。

私も、業界発展のために極めて微
力ではありますが、努力させていた
だきますので、皆様方のご理解、ご
協力を賜わり、どうか、前任者と同
様のお引立てのほどをよろしくお願
い申しあげます。

組合の離島支部長から役員をご推薦して頂き度く更に現在特相員の少い組合については、六二年度に奮つて養成講習を受けたやすくようには併せてお願ひ致します。

四月一日現在で四九名の經營特別相談員がおられ活躍しておりますが、各組合別は次のとおりで

なお、離島をか
えている我が県とし
ては、離島からの申
込の場合、経営特別
相談員が出張するし
旅費等の問題もあ
るので出来たら夫々の

一年度も次の二名の方々が養成講習会及び通信教育の課程を修了されました。

各環同組合理事長宛連絡し、夫々各組合からご推薦をいただいておる経営特別相談員の養成については、六

主催する講習会を受け始めて県知事が委嘱することになつております。

組合名		理容		美容		酒匂文雄		坂口貞信		城ヶ崎幸子		岩切恒夫		今林三善		酒瀬川笠三		塩尻島市		鹿児島市		鹿児島市		旅館		すし商		組合名			
塩水重男	公衆浴場	食肉	すし商	原田孝造	今村義三郎	森園一郎	平田宗雄	坂元良人	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	前野茂人	新原敏朗	中村竜美	新地実	下野成夫	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	曾於郡東町	曾於郡東町	曾於郡東町	曾於郡東町	旅館	旅館	旅館	旅館	組合名	組合名
吉富建治	郡山薰	沖洲賢一	原田至	福山峯至	今村義三郎	森園一郎	平田宗雄	坂元良人	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	前野茂人	新原敏朗	中村竜美	新地実	下野成夫	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	旅館	旅館	旅館	旅館	組合名	組合名
鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	旅館	旅館	旅館	旅館	組合名	組合名		
鹿児島市	塩瀬加治木町	出水市	出水市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	旅館	旅館	旅館	旅館	組合名	組合名		
野崎耕一	久保耕一	久保耕一	久保耕一	浜元れい子	永田利哉	福田篤義	吉留篤義	川本未次郎	穎川実	橋口直進	安藤敦夫	弥栄逸郎	柳原孝一	藤田厚弘	川添晃	河野元紀	豊山イツミ	西松美	本田吉明	永野良広	米川紀雄	鹿屋市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	旅館	旅館	旅館	旅館	組合名	組合名
鹿児島市	枕崎市	枕崎市	枕崎市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	旅館	旅館	旅館	旅館	組合名	組合名	

鹿児島県異動(関係分)

(62.4.1付)

氏名	職名		勤務場所	
	旧	新	旧	新
堀 春雄	課長補佐		生活衛生課	退職
伊地知 誠	総務課長	課長補佐	北薩病院	生活衛生課
山口 正明	技術補佐	所長	生活衛生課	森口食肉衛生室
本山 尚士	技術主幹	技術補佐	生活衛生課	生活衛生課
溝口 直隆	技術主幹	食品衛生係長	隼人保健所	生活衛生課
國生 保	衛生課長	衛生課長	志布志保健所	指宿保健所
山下 太洋	検査課長	衛生課長	阿久根食肉衛生室	宮之城保健所
福 広一	衛生課長	衛生課長	指宿保健所	出水保健所
西蘭 正松	衛生課長	衛生課長	出水保健所	隼人保健所
新平孝一郎	薬局長	衛生課長	薩南病院	志布志保健所
岩元 定孝	保健衛生課長	衛生課長	屋久島保健所	鹿屋保健所
西常野 修	衛生課長	業務課長	隼人保健所	知覧食肉衛生室

(協議会委員)

区分	氏名	団体名	役職名
学識経験者	○田中 稔	鹿児島県商工会議所連合会	常任幹事
	山下 弘己	鹿児島県中小企業団体中央会	会長
	○石走義宏	鹿児島県弁護士会	弁護士
利用者	南 ツギエ	鹿児島県地域婦人団体連絡協議会	会長
消費者	大塚房臣	鹿児島県社会福祉協議会	常務理事
代表	神谷 進	鹿児島県消費者団体連絡会	事務局長
業界代表	岩崎 国治	鹿児島県理容環境衛生同業組合	理事長
	富田 勇勢	鹿児島県旅館環境衛生同業組合	理事長
	井手口益実	鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合	理事長
事業活動員	石田 繁	経営コンサルタント	中小企業士

※◎印 会長 ○印 副会長

国民金融公庫異動

(昭和62年3月16日付)

鹿児島支店長

新、吉田寿郎(本店融資部審議役)

旧、日小田宏(福岡支店長へ転任)

鹿屋支店次長

新、飯田郁一(福岡西支店融資課長)

旧、伊藤良隆(佐賀支店次長へ転任)

川内支店長代理

新、一瀬 満(長崎支店管理課長)

川内支店總務課長

藤原正義(鳥取支店融資課長へ転出)

川内支店融資課長
奥園光宏(下関支店融資課長へ転出)
鹿児島支店調査役
万田淳一郎(佐賀支店管理課長へ転出)

エイズに対する正しい知識をもちましょう

先天性免疫不全症候群と云われています、エイズウイルスに冒されま

すと、リンパ球や脳の細胞に侵入し、

病気に対する抵抗力が弱くなります。

肺炎や、ある種の「がん」に侵され、

命を失うことになります。

エイズの患者は昭和五十六年に米

国で初めて発見され、今世界中でど

んどん増えています。米国では昭和

六十六年迄に五〇〇万人がウイルス

に感染すると云われています。

昭和六十一年についてみますと、

米国二四、六五九人、ヨーロッパ一

九、〇〇〇人、日本は二十六人とな

っています。

どんな人がエイズにかかるかと云

いますと、欧米では男性同性愛者と

薬物中毒者が大部分であると云われ

ていますし、アフリカでは異性間の

性的接觸が原因で、女性の患者も多

いと云われています。

エイズはどのようにして感染する

かと云いますと傷ついた皮膚や粘膜

にウイルスを持っている人と性的接

触をした場合や、ウイルスを持つて

いる人の血液を輸血に用いた場合な

どがあります。

感染力は弱く、普通の生活の中で

は感染はしません。

(1) 咳やクシャミ等空気を介してはうつります。
(2) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(3) 風呂やトイレ、プールなどでもうつりません。

(4) 食器や食べもの、飲みものを介してもうつりません。

(5) 風呂やトイレ、プールなどでもうつりません。

(6) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(7) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(8) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(9) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(10) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(11) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(12) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(13) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(14) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(15) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(16) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(17) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(18) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(19) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(20) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(21) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(22) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(23) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(24) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(25) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(26) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(27) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(28) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(29) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(30) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(31) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(32) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(33) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(34) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(35) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(36) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(37) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(38) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(39) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(40) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(41) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(42) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(43) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(44) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(45) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(46) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(47) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(48) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(49) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(50) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(51) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(52) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(53) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(54) おしゃべりや、握手などではうつりません。

(2) 最寄の各保健所

(鹿児島県担当課)(鹿児島県では保健環境部生活衛生課)(九九二一二二一七四三六内線二五四四)

環衛かごしま

これから環境衛業の

あり方について

去る二月一八日東京で開催された全国都道府県指導センター理事長会議の席上厚生省の中井先生は、次通りあいさつされました。

環衛法が施行された昭和三〇年頃は、ようやく戦後のショックから立て直つて、日本経済が走り出した頃であつた。施行後今年で三〇年目を迎える。企業でも三〇年周期説と云うものがある。たいてい三〇年をふし目に変るものである。かつては、鉄を制するものは、国を制するとまで云われた頃もあつたが、現在の新鉄にみる規模の縮少、転換に見られるように、今では、なりたゝなくなつてある。三〇年の月日は、さまざまな改革をもたらし、同じ状態ではあり得ない。各企業が同じ状態を三〇年間保持することは大変なことである。企業の三〇年周期説を左右するものは次の二つの条件である。(1)企業が世の変化について行けない。(2)企業の自己主張が強すぎて変化について行けない。

以上のとおりで、従つて環衛法が出来た頃の経済状態と現在は、どのように違つてゐるかを充分考えるべきである。第二次産業は曲り角に来ている。これからは第三次産業を活性化しなければならない。そして環衛業が第三次産業の中心になるべきである。日本経済のポイントは、内需拡大である。いま国では、内需拡大のための法律案について取組んでいる。その名はリゾート基地整備法と云うことのようである。

標準営業約款登録店実態調査結果について

別紙資料 (含アンケート調査の考案)

理容・美容・クリーニング業標準営業約款登録店実態調査表

〔昭和61年度〕

〔自昭和61年12月9日〕

〔至昭和62年3月6日〕

アンケート内容	調査結果 理容業(74件)			調査結果 美容業(66件)			調査結果 クリーニング業(20件)		
	各項目	人員	率(%)	各項目	人員	率(%)	各項目	人員	率(%)
あなたの店が標準営業約款登録店になって良かったと思うか。	良かったと思う。	30	40.5	良かったと思う。	31	46.9	良かったと思う。	10	50.0
	かわらない	44	59.5	かわらない	35	53.0	かわらない	10	50.0
Sマークのことについて、客に聞かれたことがあるか。	ある	34	45.9	ある	23	34.8	ある	4	20.0
	ない	40	54.1	ない	43	65.2	ない	16	95.0
あなたは、Sマークを利用して客を獲得しようと考えたことがあるか。	ある	26	35.1	ある	18	27.3	ある	8	40.0
	ない	48	64.9	ない	48	72.7	ない	12	60.0
あなたは将来、必ずSマークは業界のために良い制度だと思うか。	良い制度だ	56	75.7	良い制度だ	52	78.8	良い制度だ	12	60.0
	大して意味はない。	18	24.3	大して意味はない。	14	21.2	大して意味はない。	8	40.0
あなたは、これからSマークについて、積極的にP.Rするか。	する	35	47.3	する	45	68.2	する	17	85.0
	しない	39	52.7	しない	21	31.8	しない	3	15.0
あなたがSマーク登録店になった動機はなんいか。	組合からの呼びかけ	52	70.3	組合からの呼びかけ	53	80.3	組合からの呼びかけ	13	65.0
	自分から進んで	19	25.7	自分から進んで	11	16.7	自分から進んで	7	35.0
	よくわからない が同業者と一緒に	3	4.1	よくわからない が同業者と一緒に	2	3.0	よくわからない が同業者と一緒に	0	0.0
あなたは、Sマーク制度や経営などについて講習を受けたいか。	受けたい	67	90.5	受けたい	56	84.8	受けたい	19	95.0
	大して受けたくない。	7	9.5	大して受けたくない。	10	15.2	大して受けたくない。	1	5.0
あなたの店のセールスポイントはどれか。	価格で勝負	0	0.0	価格で勝負	1	1.5	価格で勝負	0	0.0
	技術で勝負	71	95.9	技術で勝負	65	98.5	技術で勝負	19	95.0
	サービス(粗品提供などで勝負)	3	4.1	サービス(粗品提供などで勝負)	0	0.0	サービス(粗品提供などで勝負)	1	5.0

(考察)

以上アンケート調査から、登録はしたが、組合からの呼びかけに応じたに過ぎず、せっかくの制度が生かされていない。又PR不足のために消費者はこの制度を知らないものが多く、関心が低い。業者自身も積極的にこの制度の利用を呼びかける態度に欠けている。と云うより、説明の方法が良くわからないと云う方が、正しいかも知れない。殆どの人が経営などについての講習会を望んでおり、セールスポイントは技術と答えている。Sマークについてはセンター、組合、各組合登録店とそれぞれPRが必要である。

性化しなければならない。そして環衛業が第三次産業の中心になるべきである。日本経済のポイントは、内需拡大である。いま国では、内需拡大のための法律案について取組んでいる。その名はリゾート基地整備法と云うことのようである。

旅館、ホテルを中心とし、レクリエーション施設、スポーツ施設、外食産業等を伴うリゾート基地化をねらつものである。こうなると、大企業がますます進出しお既存業者との競争も多くなるだろう。近くに大企業が進出するの

で困ると言ふだけでは、今後はすまされない。既存業者も、自から進んでリゾート基地づくりに参画する位の気迫がほしい。新しい時代に添つた頭の切りかえが、なればならない。

小企業等設備改善資金

申込及び決定状況

昭和6一年度に於ける、いわゆる環経の申込状況は前年度を大巾に下回り総計で九三件一九、六八九万円の申込で終止、前年比は件数で六九、四%、金額で六四、九%と低調に推移しました。

この制度は各環境衛生同業組合の

経営特別相談員が国民公庫の調査員に代り申込希望者の調査をし推薦書を記載し、組合の審査委員会にて審査し、理事長名で推薦されるもので余程のことがない限り（本人の既往取引が遅延又は保証債務の遅延は不可）一〇〇%融資される比較的有利な貸付制度ですので、大いに利用されたら如何でしょうか。

昭和6一年度の申込、決定状況は次の通りです。

	申込件数、金額	決定件数、金額
理 容	28件 4,594万円	25件 3,870万円
美 容	11件 2,340	9件 1,940
クリーニング	11件 2,025	11件 2,025
公衆浴場	1件 350	1件 350
食 肉	2件 420	2件 420
すし商	10件 2,050	10件 2,050
旅 館	7件 2,010	4件 960
喫茶業	7件 1,990	3件 790
社交業	8件 2,410	6件 1,680
料飲業	8件 1,500	8件 1,500
合 計	93件 19,689	79件 15,585
	(決定率) → 84.9%	79.1%

記

利用者・消費者の信頼を勝ちとるときはいまがチャンス!!

昭和6一年度までの登録店は次のとおりとなっています。
未登録店の皆さん、本約款の主旨を充分ご理解のうえ、今後ともなにぶんのご協力をお願いします。

(内訳)

理容業	美容業	クリーニング所	クリーニング業	計
861				
957				
161				
11				
172				

便利なクリーニングギフト券をどうぞ

昭和6一年二月一日から全国クリーニング環境衛生同業組合連合会では、かねてから検討中でありました。全国共通のギフト券の販売をはじめました。このギフト券の特徴は次の通りです。

一、全国どこでも利用できます。

二、いつでも、自由に利用できます。

三、贈答などにも利用でき便利で喜ばれています。

※このギフト券を利用できる店は、クリーニング環境衛生同業組合に加盟している店に限ります。店頭に下記のとおりの表示を掲げています。

●このステッカーのあるお店でご利用下さい。

全国共通
クリーニングギフト券
取扱店

(☎ 788-2111)

標準営業約款

◎昭和6二年度・鹿児島県知事の表彰者が次のとおり決まりました。

多年にわたる輝かしいご功績を心からお嘉び申し上げますとともに今後ますますの発展をお祈りいたします。
(被表彰者)

所 属 組 合	受 賞 者
県理容環境衛生同業組合	花 増 行 雄
食 肉	大 久 保 隆 盛
すし商	後 辰 彦
旅 館	延 辰 雄
喫茶業	山 清 志
社交業	松 山 秀 吉
料飲業	片 山 長 雄
穎 尾 前 大 哲 夫	宮 元 紀
川 辻 重 友	河 野 雄
實 友	山 長 雄

飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針も示さる

これまで、理容、美容、すし、旅館などの振興指針に加え、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業及び喫茶業の指興指針が昭和六二年二月二七日付で告示されました。これにより現在振興指針が示された業種は次の通りです。

「史上最低利率を更新」

環境衛生金融公庫

環衛公庫では、またまた貸付利率の引き下げが行われました。

今回の改正は昭和6二年三月七日に引き続き、三月二八日から引き下げられたもので、基準利率、特別利率及び小企業等設備改善特別貸付利率

共に一率に、史上最低の水準を更新し、年五・二%となり、ますます利

用しやすくなりました。
これを機に環境衛生関係営業の設

喫茶店業	社交業	料理業	中華料理業	一般飲食業	食肉業	めん類業	すし業	旅館業	美容業	理容業	業種名	認定年月日	目標年度
〃	〃	〃	〃	昭62年2月27日	昭60年12月26日	昭59年8月23日	昭59年8月29日	昭59年8月28日	昭58年12月20日	昭58年12月20日	クリーニング業	昭57年4月1日	昭和63年度(改正)
〃	〃	〃	〃	66	65	64	64	64	〃	〃	63年度(改正)	63年度(改正)	63年度(改正)

指針が示された業種で未計画組合は早目に計画を作成し、与えられた特権を利用しましょう。



新任のご挨拶

国民金融公庫鹿屋支店

支店長 島田寿夫

環境衛生営業関係者の皆様方には日頃から深いご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。最近の景況は、一応底を脱し回復過程にあると言われていますが、鹿児島県内では所得の伸び悩み等もあって未だ厳しい状況を感じます。

日常生活に密着した皆様の方の業界は、元々、力強さを秘めておりますが、ご高承のとおり企業をとりまく環境は、消費者ニーズの変化、競合面等をはじめとして早いテンポで変化しております。個々の企業基盤の強化は、今後一層重要なものとなつてくると思われます。



発行・編集
(財)鹿児島県環境衛生
営業指導センター
鹿児島市加治屋町
2-15
☎0992-22-8332

私も、皆様方の事業発展のため金融といった側面から、微力ではありますがあくまで努力する所存でございますので、前任者と同様よろしくお願ひ申しあげ

ごあいさつ

国民金融公庫川内支店

支店長 山本憲二



去る七月、長崎支店から当支店に転任して参りました。前任者同様よろしくお引廻しの程お願い申し上げます。

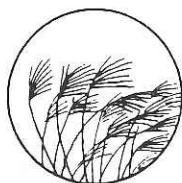
さて昭和六十一年商業統計調査(飲食店)によれば、従業者数、販売額とともに堅調な伸びを示している反面、小規模店が減少して飲食店の大型化が進み、商店数全体では昭和三十五年の調査以来初めて減少したと指摘されています。これの一例として今環衛業界は、我国経済の第三次産業化への急速な進展と消

費者ニーズの多様化個性化の中で、新たな構造変革の局面を迎えているやに考えられます。

このような時代こそ、環衛業界関係者の方々の一層の団結が必要であり、その結束の中から新たな対応が生まれ出されてくるものと確信する次第であります。私共も金融を通じ業界発展のために精進してまいる所存であります。業界関係者の方々の限りない発展を祈念しご挨拶と致します。

ます。

皆々様の益々の力強いご活動を心から祈念いたしましてご挨拶といたします。



昭和六十二年

役職員
経営特別相談員 合同研修会開催さる

経営特別相談員研修会					
役職員研修			科 目		
する諸問題	環衛業の当面	最近の景況とこれからの経営	環衛業の税務	環衛業と行政	県保健環境部生活衛生課
振興計画と	環衛融資	環衛改善貸付の審査と資金使途の検討	税理士 井之原 正典	課長 有満秀夫	課長 有満秀夫
専務理事	指導研修部長	国民金融公庫鹿児島支店	国民金融公庫鹿児島支店 融資課長 荒牧英統	国民金融公庫鹿児島支店 融資課長 荒牧英統	国民金融公庫鹿児島支店 融資課長 荒牧英統
井上正行	中 山 峻	(財)全国環境衛生業指導センター	吉田寿郎	吉田寿郎	吉田寿郎

現在好況、不況の差は業種によつてあるが、全体としては、景気は良くなつて来ている。日

国民金融公庫鹿児島支店 支店長 吉田寿郎

本では倒産は毎年約位であり、遂に一、〇〇〇件を割つた、つまり倒産企業の減少によつても裏付けられる。これからは、客の固定化を図る方法を考えなければならないが、店はセルフサービス型から対面方式に変つて来ている。これ等は、消費者の嗜好が变つたあらわれである。或る店では、天窓がある昔ながらの店であり、およそ近代的店には程遠い店がある。或る店では、天窓があり、小さなショーケースのサービスでカバーし、繁盛しているし、又駐車場の有無が、店舗の売上を左右するとまで言われている今日、駐車場のない店が繁盛している。この店では、店に近い人々にターゲットをしおり、入口に今日の目玉商品を書いている。新聞折込みなどはしていない。又店員の配置を三ヶ月位で、かえて、次々に新しい客や固定客の確保に力を入れてゆく方法をとつていて。これらは、考えて経営をしなければならない。経営で大切なことは、「三つのや」でなくてはならない。つまり第一の「や」は、やる

◎役職員研修会における講演要旨は次のとおり



氣を起こすこと第二の「や」はやり方を工夫する。第三の「や」はやさしさがなければならない。と云うことであった。

振興計画と環衛融資について

全国環境衛生営業指導センター
指導研修部長 中山 峻

厚生省は、業種をきめて、振興指針をつくり、業界の振興を図っているが、各県の環同組合では、振興計画をつくり、それぞれ、振興策を模索している。そこで、振興計画認定組合員に対するメリットは何か

一、一般貸付より金利が安い

二、手続が簡素化された

三、運転資金も借りられる
国で指針は出たが、該当する環同組合がなればどうするのか。当分の間異種の業種であつた。なつた。

(例えばめん類は独立した組合はないが、料飲組合にはいつておれば、料飲組合員として借りられる)

又業種別で特別利率適用施設、設備は違うが、申し込み業種のものが適用される。昭和六十三年度の予算要求については

一、基本限度額を増額しても

二、返済期間を一五年から、

三、特別利率施設を変更して

もらう

四、店舗の場合、増築、新築の分も認めるようとする

五、低い金利を維持する

全国指導センターに於いても、環同組合の発展のため努力中であり、右記のことの実現について、厚生省に働きかけている。

環衛業の当面する諸問題

全国環境衛生指導センター

専務理事 井上正行

今や日本の経済は世界の経済の中に組み込まれて来た。日本は経済大国であつても生活大国ではない。日本人は労働時間が長いので、遊ぶ時間がない。従

つて、個人消費が伸びない。又暇はあっても金がなければ、どうにもならない。そこで所得税は五〇才以上と云う悪条件下に減税にするので、その分國內で消費してほしいと云うのが、国の施策である。

内需拡大を推進するために、その方法の一つとして、総合保養地域整備法が昭和六二年六月九日に第一〇八国会を通過した。

つまり、リゾート基地を整備し、そこに人を集め、健康づくりをしながら内需の拡大を図ると云うことである。このような基地づくりを進めれば、税制で、優遇しようと云うものである。いまから企業は、攻撃型でなければならぬ。従つて我々環衛業者も、大企業参入を、こわがり、ぐちをこぼすより、この法律をいかにうまく利用すべきかを考えなければならない。

総合保養地域整備法の紹介

総合保養地域

整備法とは

社会的、経済的環境の変化に伴い内需拡大策の一環として国民誰でも利用できる、保養地の整備をはかるための法律であります。昭和六十二年六月九日に第一〇八国会を通過しました。環衛業者も無関心ではいられません。

総合保養地域整備法の内容はどのようなものか

(1) 良好な自然条件等を備えた

相当規模の地域概ね五万ヘクタール程度以下を想定)であること。

(2) スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動を行うことができる。重点整備地区(概ね二、〇〇〇ヘク

向にあり、古いものが淘汰されつつある。又零細企業の五〇%は五〇才以上と云う悪条件下にある。後継者育成も大切な要件の一つである。

(程度以下を想定)が概ね数ヶ所程度存在し、それが相互に連絡され有機的な連携を有する一体的な地域であること。

(3) 産業及び人口の集積が著しく高い地域でないこと。

(4) 民間事業者により、スポーツ又はレクリエーション施設、教養、文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、交通施設、販売施設等の施設が、相当程度整備されることが確実と見込まれる地域であること。

(5) 総合保養地域の整備とあわせて、地域資源を活用した産業の育成、振興を図ることにより、地域全体の振興を図る拠点であること。

* 鹿児島県においては、南薩地区の整備を考えている。

昭和62年度 環衛法施行30周年記念

感謝状		厚生大臣		区 分		厚生大臣感謝状(行政)		生活衛生局長感謝状(行政)		区 分		厚生大臣感謝状(行政)		区 分					
(団体)		鹿児島県理容環境衛生同業組合		鹿児島県美容環境衛生同業組合		鹿児島県食肉環境衛生同業組合		鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合		鹿児島県公衆浴場環境衛生同業組合		鹿児島県すし商環境衛生同業組合		鹿児島県旅館環境衛生同業組合		鹿児島県喫茶業環境衛生同業組合		鹿児島県社交業環境衛生同業組合	
会長	内野栄藏	理事長	高崎弥生	理事長	西元常秀	理事長	河野元紀	理事長	富田勇勢	理事長	内野栄藏	理事長	岩元静夫	理事長	井出益實	理事長	三根卓司		
鹿児島県環境衛生同業組合連合協議会		鹿児島県理容環境衛生同業組合		鹿児島県美容環境衛生同業組合		鹿児島県食肉環境衛生同業組合		鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合		鹿児島県公衆浴場環境衛生同業組合		鹿児島県すし商環境衛生同業組合		鹿児島県旅館環境衛生同業組合		鹿児島県喫茶業環境衛生同業組合		鹿児島県社交業環境衛生同業組合	

(昭和六十二年)		厚生大臣		区 分													
肥田克亮	57	63	55	53	60	坂元良人	55	53	60	酒匂幸子	55	53	60	城ヶ崎幸子	55	53	60
同鹿児島県業組合前副理事長		同鹿児島県業組合常務理事長															
鹿児島県クリーニング環境衛生事務長		鹿児島県食肉環境衛生事務長		鹿児島市中央保健所参事官													
同鹿児島県社交業環境衛生事務長		同鹿児島県食肉環境衛生事務長															

表彰おめでとうございます（鹿児島県）

相談コーナー（金融）

問 次の者は環衛公庫の貸付対象になりますか

(1) 営業の許可は持っているが自から経営していない者

(2) 営業許可名儀人と、実際上の経営者が異なる場合の実際の経営者

答 原則として環衛業の場合は営業名儀人と実際経営者は一致していなければならぬ。そこで

(1) の場合貸付対象とはならない。

(2) の場合原則的には営業許可の名儀人と生計を一にする配偶者又は親族が実際上の経営者であるときは、貸付の対象となり得る。





環衛かごしま

ごあいさつ

鹿児島県保健環境部長

中原俊隆

環境衛生関係

営業者の皆様方には、日頃から環境衛生行政の推進に対し、格別の御理解と御協力を頂いていることにつきまして厚くお礼申し上げます。

さて、私こと本年四月一日付で鹿児島県保健環境部長を拝命いたしました。ここに紙面を借りまして皆様方にごあいさつを申し上げます。

申し上げるまでもなく環境衛生関係営業は、県民の日常生活と極めて密接な関連をもつた業種であり、皆様方の営業活動は、地域の公衆衛生の維持・向上にまた、地域経済活動に多大の役割を果たされているところであります。

しかしながら時代の潮流のなかにあって、皆様方の業界におかれましても、大型店の進出、チエーン店化、異業種からの参入や消費者の価値観の変化に伴うニーズの多様化等により厳しい経営環境にあります。このような状況の中で、業界の活性化を図っていくには、経営者一人

発行・編集
(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター
鹿児島市加治屋町
2-15
☎ 0992-22-8332

一人が企業性を認識し、多様化する消費者ニーズに的確に対応する経営環境の整備が必要かと思思います。県といしましても引き続き指導センターによる、経営指導体制の強化を図つてまいる所存であります。

表彰おめでとうございます

(一) 美容業・クリーニング業設立三十周年
記念環境衛生営業功労者

区分 氏名 環同組合名

鹿児島

県知事

区分 氏名 環同組合名

(二) 昭和六十三年度環境衛生営業功労者

県知事		鹿児島	
区分	氏名	区分	氏名
大臣の認定を受け振興事業は現在、八業種が厚生省期の目的が十分達成されますよう期待いたします	相園忠一	クリーニング業	環同組合
大臣の認定を受け振興事業が実施されていますが	新越賛三郎	クリーニング業	環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	西崎二夫	クリーニング業	環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	迫田立身	クリーニング業	環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	村田純子	美容環同組合	美容環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	小玉羊子	美容環同組合	美容環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	大迫秋良	クリーニング業	環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	池田純夫	旅館環同組合	旅館環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	矢野惟一郎	旅館環同組合	旅館環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	手下喜廣	公衆浴場環同組合	公衆浴場環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	和田三夫	社交業環同組合	社交業環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	吉留篤義	料飲業環同組合	料飲業環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	前原宏	喫茶業環同組合	喫茶業環同組合
所期の目的が十分達成されますがともに、環境衛生関係営業の健全な発展、振興を図るため、皆様方と力を合せて、活力とぬくもりにみちた行政を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、	厚地速男	料飲業環同組合	料飲業環同組合

皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

終りに、各組合のますますの御発展と皆様方の御健勝と御繁栄を祈念いたしまして「ごあいさつ」といたします。

(3) 昭和63年6月

ま し か ご か い 環 衛

(クリーニング業法の一部改正について)

昭和六十三年五月三十一日法律第七十三号で、クリーニング業法の一
部が改正されました。

○改正の趣旨

クリーニング師の資質の向上、業務従事者の知識の修得、技術の向上を図るため、都道府県知事が指定した、研修や講習を、必ず受けるよう義務づけられました。従つて四条の二（業務従事者に関する措置）が廃止されました。

○法律の条文

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二〇七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

第八条の次に次の二条を加える。

（クリーニング師の研修）

第八条の二 クリーニング所の業

務に従事するクリーニング師は、厚生省令で定めるところにより

都道府県知事が、厚生大臣の定める基準に従い指定したクリー

ニング師の資質の向上を図るた
めの研修を受けなければならな
い。

2、営業者は、そのクリーニング所の業務に従事する、クリー

ニング師に対し前項に規定する研
修を受ける機会を与えないければ
ならない。

(業務従事者に対する講習)

第八条の三 営業者は、厚生省令で定めるところにより、そのクリーニング所の業務に従事する者に対し都道府県知事が、厚生大臣の定める基準に従い指定したクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

昭和六十四年四月一日より施行されます。

以上のようになつておりますして、昭和六十四年四月一日より施行されます。

これを実施するためには、事業協同組合をつくって「知識融合開発事業計画」を作成して、行政庁の認定を受けなければなりません。

(認定組合員による融資上の特権)

認定をうけた事業協同組合等につては、租税特別措置法によつて特例が認められることもあります。国及び都道府県は認定組合に対し、知識融合開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言が出来ることになつています。

臨時措置法とは

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する

鹿児島県における環同組合の振興計画の認定状況

(63・5末現在)

業種別	認定年月日			
	クリーニング業	昭60年3月20日	理容業	昭60年1月7日
旅館業	昭62年8月3日	美容業	昭62年11月2日	昭63年3月23日
社交業	昭63年3月23日	肉食業	昭63年3月23日	昭63年3月23日
料飲業	昭63年3月23日	理美容業	昭63年3月23日	昭63年3月23日

二、運転資金制度 昭和六十一年十月一日より、振興計画認定組合員に限り、この制度が適用される貸出し限度額は一律であります。この指針に基づいて、鹿児島県に於いても振興計画をつくり、厚生省の認可を受けていますが、該

この法律で言う中小企業の中には、当組合は次の通りであります。

環境衛生金融公庫の貸付制度概要

(63.4.30現在)

区分	貸付対象		貸付限度額	貸付条件				担保及び 保証人	貸付の窓口	
	種別	規模		利率区分	年利率	資金用途	貸付期間			
一般設備貸付	I 会社・個人 (対象業種)	資本金 1,000万円以下又は従業員 50人以下	設備資金 4,500万円 但し、クリーニング	基準利率	5.5%	土地、建物等商業に必要な施設、設備、従業員宿舎、経営多様化(理・美容及び浴場業に限る)等	設備資金 13年以内 但し、 ・浴場業 25年以内 ・市街地再開発事業施設 20年以内	1 担保原則として500万円超の場合は要担保	直接貸付 東京都及び神奈川県内の申込で、設備資金の申込額が4,500万円を超える事案	
	1 飲食店営業 ・そば ・うどん店 ・中華料理店 ・すし店 ・料理店類 ・バー類 その他飲食店	1 資本金 ・食肉・食鳥肉卸売 3,000万円 1億円 浴場 1億1,000万円 (既存浴場で2施設以上の場合は2億円)	近代化等 特	5.45% 5.3%	給排水衛生設備、冷蔵庫、冷凍庫、入湯券自動販売機等 市街地再開発事業施設 太陽熱利用冷温熱装置(ソーラーシステム)	2 保証人 1名以上	代理貸付 国民金融公庫 商工組合 中央金庫 銀 行 信用金庫 信用組合			
	2 喫茶店営業 3 食肉販売業 4 氷雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 行興場営業 8 旅館業 ・ホテル ・旅館営業 ・簡易宿所営業 9 浴場業 10 クリーニング業	1億円以下 100人以下 各 1,500万円 各 1,500万円 300人以下 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 3,500万円 (設備資金とは別枠)		別 利 率			4.8% (4年目以降5.3%)	消毒設備(消毒保管器)、換気設備、滅菌機、循環ろ過機等 消防設備、防火避難施設、汚水等処理施設、大気汚染防止施設、降灰防除施設	15年以内 ・都市防災不燃化促進事業施設 ・独立開業 ・従業員宿舎	
	2 従業員 ・食肉・食鳥肉卸売 100人以下 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円	[特例貸付の上乗せ] 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円 各 1,500万円					4.5%	店舗等、給水湯設備、浴槽、洗場、煙突、貯油槽、重油貯蔵所、超音波・赤外線設備、ロッカー、鏡、深井戸、換気設備等		
振興事業貸付	II 厚生大臣から振興計画が認定された環境衛生同業組合及び同小組合の組合員 (営業規模は上記Iに同じ) (対象業種)	設備資金 7,000万円 但し、クリーニング 9,000万円 旅館 1億5,000万円 (特別貸付の上乗せ) 各 1,500万円	特別利率 (4年目以降5.3%)	4.8%	振興事業設備のうち特定設備(店舗等の増・改築等、厨房設備、空気調和設備等)	設備資金 15年以内				
	1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 食肉販売業 4 食鳥肉販売業	5 理容業 6 美容業 7 旅館業 8 クリーニング業				振興事業設備のうち特定設備以外のものは上記Iに同じ				
	運転資金 3,500万円 (設備資金とは別枠)		基準利率	5.5%	振興計画に従って営業を當むために必要な運転資金	運転資金 5年以内(特に必要な場合7年以内)				

(注) 金融情勢の変動により利率が変更になる場合があります(63.4.30利率改正)

入していくのもよい。が上るのを予想して焼酎を大量に仕入れるが、現在税制改革で問題になつては、それらを決済することができる。あるいは、業種によつては焼酎の税率が、環衛公庫の運転資金を申込みで返済が営業に支障を來すものについて、他のにいろいろあるが例えれば個人金融分や高利時代の借入で

商品や原材料の仕入資金
買掛金や手形決済資金
諸経費の支払(含、未払金)
従業員のボーナス資金

問 振興計画認定の組合の組合員について、運転資金の申込が出来ることになつたが運転資金の範囲を教えてほしい。
答 環衛業営業者の場合業種によつては大して運転資金の必要性は薄いが、次の資金の使いみちにより申込ができる。

質疑相談コーナー!!

この度、鹿児島県公衆浴場環境同組合理事長であり、また当指導センターリー理事長も兼ねられ、その他永年鹿児島市議会議員でもあられる内野栄藏氏が、地方自治功労者として藍綬褒章受賞の榮に輝かれました。
おめでとうございます。ますますのご活躍を祈ります。

藍綬褒章を受章される



ごあいさつ

(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター

理 事 長 内野栄蔵

環境衛生関係
営業者の皆様には、
は、御健勝にて、
希望に満ちた新年をお迎えの事と思

います。謹んでごあいさつを申し上
げます。

去る一月七日大行天皇の崩御によ
り、波乱の昭和時代は終り、新しい
平成の時代が幕を開けました。これ
を契機にして、私達環衛業界におき
ましても、お互に創意工夫して経営
の向上に努めなければなりません。

現代の消費者嗜好は、多様化、高
度化し、めまぐるしく変化します。
これに対応するためには、なみ大抵
のことではありません。日本の経済
状態は、非常に良好と伝えられています
が、残念ながら私達環衛業界に
おきましては、大企業などの参入も
あり、競争が激しく誠にきびしいも
のがあります。環衛業界一体となり
振興に努めなければなりません。

環境衛生

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生
営業指導センター
鹿児島市加治屋町

2-15

☎0992-22-8332

皆様の益々の御健勝と、お店の御
繁栄をお祈り申し上げます。

年頭のごあいさつ

鹿児島県保健環境部

生活衛生課長 有満秀夫

平成元年の新
春を迎えるにあ
たり謹んで御挨
拶を申し上げます。



環境衛生関係営業の皆様方には、

日頃から環境衛生行政に対し、深い
御理解と御協力を賜わり厚く御礼申
し上げます。

昨年の我が国の経済は、円高不況
に対処するための各界の諸施策等の
結果、内需を中心とした拡大状態が
続いてまいりました。

そして今年は改元を機に、更なる
拡大基調の推移が期待されるところ
であります。一方では、大型店舗

の進出・チェーン化、消費者ニーズ
の多様化・高度化等々、皆様方の業

界をとりまく経営環境は依然として
厳しい状況であります。

この様な状勢の中で、経営の合理
化・近代化等を図られ、懸命の努力
をされていることに心から敬意を表
するものであります。私ども県と
いたしましても、環境衛生関係営業

の衛生水準の更なる向上と、業界の
経営安定・振興のための事業推進に
一層努力をいたす所存であります。

皆様方の深い御理解と御協力をお
願いし、併せて、皆様方のますます
の御多幸と御繁栄を祈念いたします。

年頭のご挨拶

国民金融公庫鹿児島支店

支店長 吉田寿郎

謹んで、環境
皆様方に、新年のご挨拶を申しあげ
ます。

環境衛生関係営業の
皆様方に、新年のご挨拶を申しあげ
ます。

衛生関係営業の
皆様方に、新年のご挨拶を申しあげ
ます。

皆様方におかれましては、平素から環境衛生金融公庫及び当公庫に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。本年も倍旧のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

採算ともに好調に推移しています。

さて、昨年を振り返ってみると、我が国経済は、一昨年の政府の景気浮揚策に始まり、その後も消費支出と設備投資の増大に支えられて、着実かつ力強い拡大基調をたどってまいりました。

一方、本県の景況を見ましても、地域や業種による跛行性はあるものの、全体としては、着実に拡大傾向にあると言えます。当公庫で行ってある小企業動向調査の結果を見ても、昨年はほとんどの業種で、売上高・

昨年十二月三十日の改正により振興計画認定の組合の組合員に限り、

組合員と非組合員との差がありますます拡大されましたので、環境衛生関係営業の衛生水準の維持、向上なら

びに経営の健全化、近代化に大いに活用して下さい。

// 環衛資金ますます 組合員は有利に〃



地域や業種による跛行性はあるものの、全体としては、着実に拡大傾向にあると言えます。当公庫で行ってある小企業動向調査の結果を見ても、昨年はほとんどの業種で、売上高・

平成元年が皆様方にとって躍進の年となりますよう祈念して、ご挨拶をいたします。



昭和六十三年度経営特別相談員養成講習に各組合の理事長の推薦を得て、本県から次の五名の方々が夫々、全国指導センターが主催する通信教育を受講され既にレポートも全員優秀な成績で修了されました。

現在当県には四十九名の特別相談員の方々が(環経)推薦業務や組合員の指導等でご活躍中ですが、新たに五名を合わせると五十四名となります。今後の活躍を期待致します。

この方々は来る二月に県保健環境部が実施する講習を修了後、平成元年

度から特別相談員としてご活躍されることになります。

経営特別相談員の養成

理容税所義春 薩摩郡宮之城町

旅館 塩屋満男 鹿児島市

飲食業 阿久根正博 鹿児島市

有村太七 川内市

環境衛生金融公庫貸付利率表

(会社及び個人)

昭和63年12月30日改正

区分	利 率 区 分	年 利 率	
		旧 利 率	新 利 率
一般設備貸付	基 準 利 率	5.7 %	5.7 %
	近代化設備、市街地再開発事業施設	5.65%	5.65%
	太陽熱利用冷温熱装置	5.6 %	5.35%
	衛生設備	5.1 %	4.85%
	消防設備、防火避難施設、汚水等処理施設、大気汚染防止施設、降灰防除施設	(4年目以降 5.6%)	(4年目以降 5.35%)
	浴場業衛生・近代化設備	4.7 %	4.7 %
振興事業貸付	設備資金	5.1 % (4年目以降 5.6%)	4.85% (4年目以降 5.35%)
	振興事業施設のうち特定設備	振興事業施設のうち特定設備以外のものは、上記の一般設備貸付に同じ	
	運資金	基 準 利 率	5.7 %
小企業等設備改善資金特別貸付		5.6 %	5.6 %

手軽に利用できます 「国の進学ローン」のご案内

国民金融公庫では、受験生をかかえるご家庭を応援しています。従業員の皆様にもおすすめください。

▽ご融資額 一進学者当り
100万円以内

▽ご融資期間 5年以内

▽利率 年5・7%

▽保証 進学資金金融貸付基金の保証または保証人

▽ご利用できる方 大学・短大・高

校などへ進学される方のご父母など

▽お使いみち 入学金・授業料・受

験費用・教科書代・下宿代など

▽お取扱い期間 4月末まで

▽お問合せ先

鹿児島支店 (0992)25-13482

川内支店 (0996)20-12191

水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う 特定施設の追加について

水質汚濁防止法では、昭和六十三

年八月二十六日付の改正により、カドミウムやシアン化合物など人の健康に被害を与える物質を含んだり、

又は水を汚染し、生活環境を破壊するようなものを公共用水に排出するような施設を選びこれを特定施設と名づけ、その施設の排水については、きびしく基準がきめられています。

今回この特定施設の中に下記の営業が追加され、昭和六十二年十月一日から施行されました。

但し既設の業者については、施行日から一年間は適用されません。

追加された業種と条件(環衛関係分)

	該当業種	総床面積
弁当出し屋、弁当製造業	360m ² 以上	
食堂、レストラン	420m ² 以上	

そば・うどん店、すし店、

喫茶店、その他一般飲食店、

酒場、ビヤホール

バー、キャバレー、ナイト

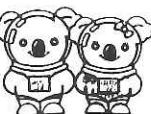
クラブ、その他これに類する飲食店

1500m²以上

〔昭和61年度～63年度標準営業約款登録店実態調査状況〕

業種別 3年間合計件数等 結果	理容業 (160件)		美容業 (160件)		クリーニング業 (32件)		
	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	
Sマーク登録店になって良かったと思うか	思 う	72	45.0	88	55.0	19	59.4
	思 わ な い	88	55.0	72	45.0	13	40.6
Sマーク登録店になった動機は何か	組合のすゝめ	125	78.1	140	87.5	25	78.1
	自分から進んで	30	18.8	16	10.0	7	21.9
	同業者が登録したから	5	3.1	4	2.5	0	0
Sマークの制度は、業界のためには良い制度だと思うか	思 う	127	79.4	136	85.0	22	68.8
	思 わ な い	33	20.6	24	15.0	10	31.2
Sマークのことについて、客に聞かれたことがあるか	あ る	75	46.9	62	38.8	9	28.1
	な い	85	53.1	98	61.2	23	71.9
Sマークを利用して、客を獲得しようと考えたことがあるか。	あ る	41	25.6	63	39.4	12	37.5
	な い	119	74.4	97	60.6	20	62.5
これからSマークのことについて積極的にPRするか	す る	82	51.3	113	70.6	27	84.4
	し な い	78	48.7	47	29.4	5	15.6

〔考察〕登録については、組合からの呼びかけに応じたに過ぎず、切角やがては業界のためになる制度とは云い乍ら、理解度が低く、客に対し、正しい説明がなされていない。
又消費者の関心も低い。もっとPRの必要がある。



一 火山と未来のフェスティバル —
ササンピア21 開催

3月16日(木)～5月14日(日) (60日間)

会場のシンボルタワーとして、そびえ立つ直径4m、高さ48mのH-IIロケットの実物大模型。無重力体験装置(スペースボール)や桜島の迫力ある火山の仕組を超大型スクリーンで紹介するなど鹿児島でなければ絶対に見られないものです。

○会場	鹿児島市谷山地区臨海部 一号用地A区内 (0092-24-1111)
○主催	鹿児島市
○主なイベント紹介	○早見優等のステージ ○愉快なぬいぐるみショー ○動物マジックショー
○記念事業	鹿児島市制100周年
ササンピア21	

◆◆◆会場へのご案内◆◆◆

①—JRを利用される場合

JR西鹿児島駅 → 25分 → JR指宿枕崎線 五位野駅 → 10分 → 会場

②—市電を利用される場合

(平日20分おき、日・祝日は10分おき)

谷山電停(10分おき) → 20分 → 臨時バス → 会場

③—臨時バスを利用される場合

(平日15分おき、日・祝日10分おき)

天文館(いづろ付近) → 15分 → 鴨池フェリー ターミナル → 35分 → 会場
J R 西鹿児島駅 → 50分 → 会場

④—船を利用される場合

鹿児島本港 → 45分 → 錦江湾レディ(定員360人) → 会場
大隅地区(古江港) → 35分 → 会場
きんこう

⑤—高速道路を利用される場合

(川辺ICから15分)

主催：鹿児島市

お問い合わせ：ササンピア21実行委員会
〒892 鹿児島市山下町11-1
☎ 0992(24)1111

表彰おめでとうございます

(環境衛生功労者)

区分	氏名	環同組合名
厚生大臣	永山太一	鹿児島県旅館環同組合
中央会理事長	浜崎敏雄	美容
田中秀文	池之上安雄	喫茶業
	埋	浴場
	容	
	商	

益々御活躍の程をお願いします

相談コーナー



薦を必要としています。

なお、非組合員については夫々管轄の保健所の衛生課に必要書類

問 環衛公庫の融資申込

は県知事の推薦が必要であると聞いているが手続きはどうするか。

答 振興計画について認定を受けている環境衛

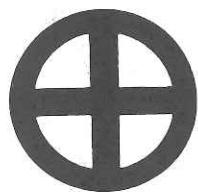
生同業組合の組合員については「振興事業に係る資金証明書」に組

合の理事長の証明を添付すれば、従来県へ申請していた経路は省略し直接國民公庫へ申込すればよいことになりました。

但し、振興計画認定を受けていない組合の組合員は「推薦書交付願」を添付し組合に提出すれば理事長が証明し県生活衛生課へ回付することになつており県知事の推

※参考までに振興計画認定の組合を提出し保健所で内容をチェックし県生活衛生課へ回付され県知事の推薦をしております。

理容、美容、クリーニング、旅館、食肉、すし商、社交業、料飲業の各組合です。



環衛 かごしま

特別号

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生

営業指導センター

鹿児島市加治屋町2-15

☎0992-22-8332

特別地方消費税について

昭和14年に、始められた税金で昭和35年までは、遊興飲食税と言っていたものです。その後料理飲食等消費税となり、平成元年4月1日から特別地方消費税として生れかわりました。

名称がかわっただけでなく、税率も10%から3%となり、免税点も引上げられ、基礎控除、奉仕料控除も廃止されるなど、抜本的な改正がなされました。

問答集をつくって見ましたので、参考になれば幸いです。

Q & A

[1] Q. 特別地方消費税とは、聞きなれない言葉ですが、どのような税ですか。

A. 料理飲食等消費税が、平成元年4月1日から、特別地方消費税と言う名称にかわります。

[2] Q. 今迄の料理飲食等消費税と特別地方消費税と、どのように違うのか、わかりやすく教えて下さい。

A. 図示してみますと次のようにになります。

	現 行	改 正 後 (平成元年4月1日以降)
名 称	料 理 飲 食 等 消 費 税	特 别 地 方 消 費 税
税 率	1 0 %	3 %
免 税 点	(飲食等) 2,500円 1人1回につき 2,500円 ◎料理店、カフェ、バー等の利用行為は、適用なし ◎遊興を伴うものは、適用なし (宿泊等) 1人1泊につき 5,000円 ◎宿泊及び、これに伴う夕食、朝食	(飲食等) 7,500円 1人1回につき 5,000円 ◎料食店、カフェ、バー及び飲食店における利用行為のすべてについて適用。 (宿泊等) 15,000円 1人1泊につき 10,000円 ◎宿泊及びこれに伴う遊興飲食及びその他一連の利用行為

控除	基礎控除	宿泊の場合、1人1泊につき2,500円を料金の総額から控除する。	廃止
除	奉仕料控除	一定の要件を備えるものとして、知事が指定した場所における宿泊、飲食等について、奉仕料の額を料金の総額から控除する。	
公給領収証		特別微収義務者が料理飲食等消費税を受け取った場合にその「しるし」として客に交付する。	廃止 (領収証は、各自営業者にまかせる。)

[3] Q. 平成元年3月実績分で4月末日申告納入分はどうなりますか。

A. 上記3月実施分については、4月末日に旧料理飲食等消費税として納入して下さい。

[4] Q. 帳簿書類の保存義務について教えて下さい。

A. 帳簿については5年間、書類については2年間です。

[5] Q. 特別地方消費税の申告納入の特例があるとの事ですが、どのようなものですか。

A. 申告納入の法定期限と特例適用期限があります。特例適用を受けようとする人は、毎年知事に申請しなければなりません。わかり易く図解してみますと下表の通りになります。

実績月	申告納入期限	特例適用期限
12月実績分	1月末日	3月末日
1月々	2月末々	
2月々	3月末々	
3月実績分	4月末日	6月末日
4月々	5月末々	
5月々	6月末々	
6月実績分	7月末日	9月末日
7月々	8月末々	
8月々	9月末々	
9月実績分	10月末日	12月末日
10月々	11月末々	
11月々	12月末々	

[6] Q. 特例適用は、どのようなものが受けられるのですか。又申請は毎年いつすれば良いのですか。

A. 色々と条件があります。個条書にしてみましょう。

- (1) 前年の納税額が360万円以下であること。しかし、平成元年度については、1,200万円以下、平成2年度については640万円以下となっています。
- (2) 最近3ヶ年において、不申告加算金又は、脱税などによる重加算金の決定処分を

受けたことがないことです。

(3) 特例適用を取り消された者で1年以上経過していなくてはなりません。

(4) 開業後1年以上経過していること。

(5) 県税の滞納処分を受けたことがないものとなっています。

(6) その他特別地方税の徴収の確保に支障がないと認められること。

申請は毎年しなくてはなりませんが、1月末日迄にして下さい。但し今年度は4月15日迄となっています。

(宿泊編)

[7] Q. 宿泊に於ける免税点は10,000円とのことですが、この10,000円の中味は、具体的にどのようなものが含まれますか。

A. 宿泊料金（1泊2食、1泊1食、素泊の料金）と宿泊の時間帯における追加料金、飲物、夜食、花代、カラオケ使用料、囲碁、奉仕料、麻雀などの使用料などすべてを含めた料金です。

[8] Q. 宿泊時間帯の前に会議を開いたり、昼食をしたりしたものはどうなりますか。

A. 飲食店の免税点（1人1回につき5,000円）を適用します。

[9] Q. 宿泊料金について具体例を引いて教えて下さい。

A. **例題(1)** 大人1人が宿泊し、追加飲食を頼んだ時の例

※ 1泊2食の料金	7,000円	} 8,050円 ①
※ 奉仕料 15%	1,050円	

追加料金の分

※ ビール 1本	500円	} 1,495円 ②
※ ビデオ料金	800円	
※ 奉仕料 15%	195円	

免税点10,000円の解釈は、宿泊料金と追加料金も含めた額ですから①+② 8,050円 + 1,495円 = 9,545円となり10,000円より少くなりますからこの例では、特別地方消費税はかかりません。

例題(2) 大人1人が宿泊し追加飲食を頼んだ時の例

※ 1泊2食の料金	7,000円	} 8,050円 ①
※ 奉仕料 15%	1,050円	

追加料金の分

※ ビール 2本	1,000円	} 2,300円 ②
※ ウーロン茶	200円	
※ ビデオ	800円	
※ 奉仕料 15%	300円	

①+② 8,050円 + 2,300円 = 10,350円

10,000円以上ですから $10,350\text{円} \times 0.03 = 310\text{円}$ 特別地方消費税がかかります。

例題(3) 2人宿泊して夕食時芸者を呼んだ時の例

※ 1泊2食の料金 2人	16,000円	} 18,400円 ①
※ 奉仕料 15%	2,400円	

追加料金の分

※ 追加料理 2品	4,000円	} 16,625円 ②
※ ビール 4本	2,000円	
※ 焼 酎 5本	1,500円	
※ 奉仕料 15%	1,125円	

※ 花 代 8,000円

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} \quad 18,400\text{円} + 16,625\text{円} = 35,025\text{円}$$

$35,025\text{円} \div 2\text{人} = 17,512\text{円}$ となり 1人当たり 10,000円 を超えているので

$35,025\text{円} \times 0.03 = 1,050\text{円}$ を特別地方消費税として納めなければなりません。

[10] Q. 旅行業者と旅館との契約により旅行するクーポン券による宿泊については、免税点の特例があると聞きましたが、どのようになっていますか。(主催旅行)

A. 三通りが考えられます。

その1例 宿泊料金が 8,000円以下の場合

宿泊料金（消費税、入湯税抜き）が 8,000円以下の場合は、宿泊料にはかかりません。又、追加飲食をして、その額が多少にかわらず、これにも特別地方消費税はかかりません。

◎計算例

団体50人が宿泊し、夕食時に宴会をした場合

※宿泊料金（奉仕料込み） 400,000円

1人1泊2食 ($8,000\text{円} \times 50\text{人}$)

追加飲食等の料金

※ ビール 50本	25,000円	} 132,250円
※ 焼 酎 300本	90,000円	
※ 奉仕料 15%	17,250円	

◎以上から見た免税点の判定

$$400,000\text{円} \div 50\text{人} = 8,000\text{円} \cdots 1\text{人当たり}$$

1泊2食が 8,000円以下ですので、この場合宿泊料金にも追加料金にも特別地方税は、かかりません。

その2例 団体50人で夕食時宴会をした場合

宿泊料金が 8,000円を超える 10,000円以下の場合

※宿泊料金（奉仕料込み） 450,000円

$$(1\text{人}1\text{泊}2\text{食}) \quad 450,000\text{円} \div 50\text{人} = 9,000\text{円})$$

追加飲食等の料金

※ビール 25本	12,500円	31,625円
※焼 酎 50本	15,000円	
※奉仕料 15%	4,125円	

◎以上から見た免税点の判定

$450,000\text{円} \div 50\text{人} = 9,000\text{円}$ 1人1泊2食の料金が8,000円を超え10,000円以下でありますから、この場合宿泊料の1泊2食分には、かかりませんが、追加飲食等の料金31,625円に3%かかります。従ってこの事例では $31,625\text{円} \times 0.03 = 948\text{円}$ だけが特別地方消費税額になります。

〔その3例〕団体50人で夕食時宴会をした場合

宿泊料金が10,000円以上の場合

宿泊料金（奉仕料込み） 600,000円

(1人1泊2食 $600,000\text{円} \div 50\text{人} = 12,000\text{円}$)

追加飲食等の料金

※ビール 25本	12,500円	48,875円
※焼 酎 100本	30,000円	
※奉仕料 15%	6,375円	

以上から見た免税点の判定

$600,000\text{円} \div 50\text{人} = 12,000\text{円}$, 1人1泊2食の料金が12,000円で10,000円を超えていますので、この場合は宿泊料金にも追加飲食等の料金にもかかります。従って次のようにになります。 $(600,000\text{円} + 48,875\text{円}) \times 0.03 = 19,466\text{円}$ が特別地方税の額です。

(料理, 飲食店編)

〔11〕Q. 料理, 飲食店などにおける免税点は5,000円とのことですですが、この5,000円の中味は、具体的にどのようなものが含まれますか。

A. 1人1回につき5,000円の判定は料理代, 飲食代(キープ料金や持込換算額を含みます)室料, 花代, 奉仕料(サービス料), チャージ料(テーブルチャージやショーチャージ料等), 指名料, カラオケ代等の遊興, 飲食等の料金を合算した額により判定します。

〔12〕Q. 飲食店, 料理店等に於ける計算方法を具体例にて教えて下さい。

〔例題(1)〕料理店において、大人6人と、子供2人で会食した場合

◎大人の利用料金

※料理代 6人分	@ 5,000円	30,000円	50,600円 ①
※ビール代 10本	@ 800円	8,000円	
※焼 酎 20本	@ 300円	6,000円	

◎子供の料金

※料理代 2人分	@ 3,000円	6,000円	7,360円 ②
※ジュース 2本	@ 200円	400円	
※奉仕料 15%		960円	

〔特別地方消費税の計算方法〕

※大人1人当たり $50,600\text{円} \div 6\text{人} = 8,433\text{円}$ で $5,000\text{円}$ より多いので $50,600\text{円} \times 0.03 = 1,518\text{円}$ の税がかかります。

※子供1人当たり $7,360\text{円} \div 2\text{人} = 3,680\text{円}$ で $5,000\text{円}$ より少ないので税金はかかりません。従って、この会食については、1,518円納税すれば良いのです。

例題(2) 料理店において、客10人が、飲みものを持ちこみ、ホステスを呼んで、会食をした場合。

○利用料金

※料理代 10人分 @ 4,000円 40,000円 ①

※ビール 20本
※焼酎 2升 } 持ちこみ分につき店の売値に換算

※換算額

ビール $20\text{本} \times 800\text{円} = 16,000\text{円}$

焼酎 (1升から15本とする場合) $2\text{升} \times 15\text{本} \times 300\text{円} = 9,000\text{円}$ } 25,000円 ②

※奉仕料 15%

$(40,000\text{円} + 25,000\text{円}) \times 0.15 = 9,750\text{円}$ ③

※花代 2人 10,000円 ④

〔特別地方消費税の計算方法〕

①+②+③+④

$(40,000\text{円} + 25,000\text{円} + 9,750\text{円} + 10,000\text{円}) \div 10\text{人} = 8,475\text{円}$ 1人当たり 8,475円となり $5,000\text{円}$ を超えるので $84,750\text{円} \times 0.03 = 2,542\text{円}$ が納税額になります。

例題(3) 社交場 (バー、キャバレー、スナック等) における例で、客3人が来店し、そのうちの1人が自分のボトルをキープし飲食をした場合

○利用料金

※キープ代 6,000円…①

※チャージ料金 3人分 @ 3,000円 9,000円

※ビール 3本 @ 1,000円 3,000円

※フルーツ 1 @ 2,000円 2,000円

※オードブル 1 @ 2,000円 2,000円

※カラオケカード購入 2枚 @ 1,000円 2,000円

} 18,000円 ②

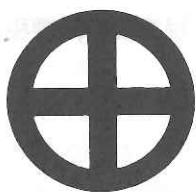
〔特別地方消費税の計算方法〕

(1) キープした客

$① + (② \div 3) = 6,000\text{円} + 6,000\text{円} = 12,000\text{円}$ は $5,000\text{円}$ を超えているので $12,000\text{円} \times 0.03 = 360\text{円}$ の納税額

(2) その他の2人の客

$(18,000\text{円} - 6,000\text{円}) \div 2\text{人} = 6,000\text{円}$ で1人当たりの料金が $5,000\text{円}$ を超えるので、 $12,000\text{円} \times 0.03 = 360\text{円}$ が納税額となり、3人の計では $360\text{円} + 360\text{円} = 720\text{円}$ となります。



環衛 かごしま

特別号

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生

営業指導センター

鹿児島市加治屋町2-15

☎ 0992-22-8332

消費税とはどんなものでしょう

昭和63年12月30日第113回臨時国会におきまして、消費税法が成立しました。昭和25年のシャープ税制以来40年振りの改革です。

この税は、最終的には、すべて、消費者が負担することになるのです。平成元年4月1日以後、商品の販売や、サービスの提供などに対して3%の消費税がかかります。

課税業者とは?免税業者とは?或いは納税方法(簡易課税制度)とは?又納税額の軽減措置(限界控除制度)などについての質問に答えるために問答集をつくってみました。参考になれば幸いです。

Q & A

[1] Q. 消費税とは、どのような性格のものですか。

A. 事業者に負担を求めるものではなく、最終的には、商品を消費し、又はサービスを受ける消費者が負担するものであり、税率は3%です。

[2] Q. あなたは、課税業者ですか、又は免税業者ですか。

A. これを知るには、次のように考えて下さい。

※個人の場合

基準期間(前々年→昭和62年分)の課税売上高が3,000万円以下の人は、免税業者ですから、消費税を納めたり、税務署への届出は一切不要です。

※法人の場合

基準期間は前々事業年度の課税売上高が3,000万円以下の法人は、免税業者となります。

[3] Q. 前々年の課税売上高が、はっきり計算できない時には、どのようにすれば良いのですか。

A. 2年前の帳簿なんてありません、と言う人もあると思いますが、その時には、昭和64年1月1日から平成元年2月28日迄の2ヶ月間の課税売上高を計算して、その額に6をかけて、その額を前々年の課税売上高に加えることが出来ます。

[4] Q. 免税業者(昭和62年分の課税売上高が3,000万円以下)は、今度の消費税には全く関係はないのですか。

A. 免税業者は、税務署への申告も、納付も必要はありませんが、材料など仕入については、3%の消費税が上のせして来ますので高くなります。そこで3%に相等する程度は、

高くしないと、利益が少くなります。

- [5] Q. 免税業者でも課税業者を希望すれば出来るのですか。又何故に免税業者が、課税業者になる必要があるのですか。

A. 消費税課税事業者選択届出書を税務署長に提出すれば、良いのです。例えば、多額の設備投資等をして、課税売上高よりも課税仕入高が、大きく上回るようになった業者には、その分還付され有利です。しかし、課税事業者を選択していなければ還付されません。

- [6] Q. 課税業者又は課税業者を選んだ業者は、税金の計算は年何回行うことになるのですか。

A. 年1回確定申告の時行うことになります。確定申告は、課税期間（1月～12月又は法人で3月決算の場合は、4月～3月）終了後2ヶ月以内に申告、納付すれば良いのです。
 ⌈(1)課税期間1月～12月の業者は翌年2月末日迄（日迄は3月末日迄になる予定）
 ⌈(2)課税期間4月～3月の法人の場合5月末日迄

- [7] Q. 申告、納付は、年何回ですか。

A. 申告、納付は「確定申告納付」と「中間申告納付」の年2回です。

- (1) 中間申告納付は、課税期間開始以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内となります。

⌈(1)課税期間1月～12月の業者……8月末日迄
 ⌈(2)課税期間4月～3月の法人……11月末日迄

- (2) 確定申告納付は、課税期間終了後2ヶ月以内

⌈(1)課税期間1月～12月の業者→翌年2月末日迄（末日迄は3月末日迄となる予定）
 ⌈(2)課税期間4月～3月の法人→5月末日迄

- [8] Q. 中間申告、納付の計算はどのようにすれば良いのですか。

A. 中間申告納付は、直前の確定申告額の2分の1を申告納付すれば良いのです。その額が、30万円以下の場合には、中間申告、納付は、必要ありません。又中間申告納付額は、確定申告時に清算されます。初年度（平成元年度）に限り必要ありません。

- [9] Q. 基本的な消費税の計算方法は、どうなっているのですか。

A. $(\text{課税売上高} \times 3\%) - (\text{課税仕入高} \times 3\%) = \text{納税額}$ で良いのです。

例えば 課税売上高が 8,000万円
 ⌈ 課税仕入高が 5,000万円 の業者の場合

$$(8,000 \times 0.03) - (5,000 \times 0.03) = \\ 240\text{万円} - 150\text{万円} = \boxed{90\text{万円}} \rightarrow \text{納税額}$$

- [10] Q. 消費税の納付額の計算方法に簡易課税制度と言う制度があると聞きましたがどのような制度ですか。

A. 前々年の課税売上高が、5億円以下の課税業者が「消費税簡易課税選択届出書」を税務署長に提出すれば、選択できる制度です。但し、この制度を選択すれば2年間は、この制度の適用を受けます。

- [11] Q. 簡易課税制度を選択すれば何か利点がありますか。又欠点はどうですか。

A. 納税額の計算は、課税売上高からだけで計算できますので、計算が簡単です。欠点は、課税仕入高が、課税売上高より多い時には、この制度を選ばない業者の場合還付されますが、簡易課税選択の場合は、課税売上高のみから計算しますから還付は勿論受けられません。その上、課税売上高に却って0.6%の消費税額を納付しなければなりません。

[12] Q. 簡易課税制度による、納税額の計算方法を教えて下さい。

A. 計算式は次の通りです。

※課税期間(納付するその年)の課税売上高 × 0.6%

(卸業者は 0.3%) = 納付する消費税額

[13] Q. 限界控除制度とはどのような制度ですか。又その計算方法はどうすれば良いのですか。

A. その年の課税売上高が 6,000 万円未満の課税業者に適用される制度です。この制度は、3,000 万円以下(免税業者)とのバランスをとるための納付税額の軽減措置です。

※計算式

$$\frac{\text{本来納付すべき税額} \times \frac{\text{課税売上高} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}}}{}$$

計算例 { 簡易課税選択業者の課税売上高 }
4,000 万円の業者の納付額は?

4,000 万円 × 0.6% = 24 万円 → 簡易課税制度による課税額

$$24\text{万円} \times \frac{4,000\text{万円} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} = 8\text{万円} \rightarrow \boxed{\text{限界控除による納税額}}$$

◎課税売上額 4,000 万円の人は、簡易課税制度による納税額は 24 万円です。しかし課税売上額が 4,000 万円で、6,000 万円以下ですから更に限界控除による軽減措置を受け 8 万円納付すれば良いことになります。

[14] Q. 簡易課税制度を選ばない業者の場合はどうなりますか。又計算はどうすれば良いのですか。

A. 課税売上高が 5 億円以上の営業者は、この制度は選択出来ません。又 5 億円以下でも、選択しなかった業者の場合計算方法に次の 2 つの方法があります。

(1) 課税売上割合 $\left(\frac{\text{課税売上額}}{\text{総売上額}} \times 100 \right)$ が 95% 以上の時

(2) 課税売上割合が 95% 未満の場合

※(1)の課税売上高が 95% 以上の場合の計算方法

$$\boxed{\text{課税売上高に対する消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入高に対する消費税額}}$$

※(2)の課税売上高が 95% 未満の場合

(a) 個別対応方式

(b) 一括比例配分方式 → (選択制度で 2 年間はこの制度が適用されます)

以上の(a), (b)のいづれかの方法で控除する消費税額を計算して課税売上高に対する消費税額から控除して、納付額を出すのです。

(a) 個別対応方式で、課税仕入に含まれる控除額を計算します。この計算は次の 3 つに区分して計算しなければなりません。

(イ) 課税売上げにのみ要するもの (例: 商品の仕入代金の消費税額)

(ロ) 非課税売上げにのみ要するもの (例: 土地売却手数料の消費税額)

(ハ) 課税売上げと、非課税売上げに共通して要するもの (例: 課税売上げと非

課税売上げのある事務所の電気代、水道代の消費税額

※計算式

$$\boxed{\text{控除する消費税額} = \text{イの消費税額} + (\text{ハの消費税額} \times \text{課税売上割合})}$$

(b) 一括比例配分方式による控除額の

※計算式

$$\boxed{\text{控除する消費税額} = \text{課税仕入高} \times \text{課税売上割合}}$$

[15] Q. 免税業者でも、消費税を上のせできるのですか。

A. 免税業者であっても、課税業者と同様の方法で、消費税額分3%を上乗せして販売することも差支ないと、通産省も云っています。3%程度は転嫁しないと、利益が少くなります。しかし、あく迄3%程度にとどめ、少くとも便乗値上のそりを受けないように注意して下さい。

[16] Q. 表示のことと外税方式(外書き)と内税方式(内書き)とがあると聞きましたが、どのようなことですか。

A. 消費税を転嫁するのに外税、内税の2つの方式があります。例えば、飲食店の献立に於いて、親子丼が本体価格(税ぬき価格)500円としますと、消費税3%分は15円となります。

{ ※ 外税方式は親子丼 500円、15円(消費税額)

{ ※ 内税方式は親子丼 515円(消費税を含む)

とする方法です。

このいづれかを選ぶことは自由ですが、組合等で行うカルテルに参加した場合には、これに従うことになります。

[17] Q. 消費税の上乗せ方法について教えてほしい。

A. 例えば、クリーニング店で例をとって見ましょう。

ワイシャツ 300円、上衣 500円、オーバー 1,000円と言う税ぬきの価格(本体価格)の店が消費税を転嫁する場合どうなるかと言いますと、本来ならば品物別に3%をかけるのが立前ですが、客がワイシャツ2枚、上衣1枚、オーバー1枚依頼した場合には

$$(300\text{円} \times 2) + 500\text{円} + 1,000\text{円} = 2,100\text{円}$$

$$2,100\text{円} \times 0.03 = 63\text{円}$$

$$\text{※クリーニング代 } 2,100\text{円}$$

$$\text{消費税額 } 63\text{円} \cdots \text{消費税額}$$

とするか、又は

$$\text{※クリーニング代 } 2,163\text{円} \text{ (消費税額を含む) とすれば良いことになります。}$$

[18] Q. 次の表示は良いのですか。

(1) 私の店は、免税業者です。

(2) 私の店は3月中の価格と同じです。

A. 公取委に聞きました、上のような標示は良いとの事ですが、私の店は消費税は戴きません。従ってその分安いです等の表示は、違反との事でした。



理事長就任のごあいさつ

財団法人鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 谷川 栄一

このたび内野
前理事長のあと
を受け、理事長の重責を担うことになり、心のひきしまる思いがいたし

ます。皆様のご期待に添うべく鋭意努力いたし、重責を果して参りました

いと存ります。

私達環衛業をとりまく情況は、大

変きびしく、消費者のニーズは、多様化、高級化。近年は国際化と変化し、これ等変化に対応するには、誠に困難がつきまといます。しかし、いつまでも、泣きごとを言つても、はじまりません。私達環衛業者は、お互い手をとり合つて、前進しなければなりません。

今後は、皆様方の深い御理解、御協力を賜り、前任者同様ご指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

この度、四月一日付けをもちまして生活衛生課長を拝命いたしましたので、ここに紙面を借りましてございさつを申しあげます。

申すまでもなく、環境衛生関係の

営業は、住民の日常生活に極めて深いサービス業として不可欠の営業であり、その営業活動は地域の経済活動に多大の役割を果たしているところであります。

しかしながら、環境衛生営業を取り巻く情勢は非常に厳しく、元号も平成と変り新しい時代を迎えるに「業革の時代」ともいうべき時期であり、市場の自由化に伴う業界構造の変革をはじめ、供給の多様化、消費者の意識改革など新しい時代の波に対応する環営業の業界改革の時代到来と認識しなければならないと考えます。

環衛かごしま

発行・編集
(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター
鹿児島市加治屋町
2-15
☎0992-22-8332

ごあいさつ

鹿児島県保健環境部

生活衛生課長 本山 尚士



皆様方におかれましては、日基础的な欲求はほぼ満たされるようになつた現在、価値感も物の豊かさります環境衛生営業を通じて、衛生水準の維持・向上、さらに衛生行政の推進に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

この度、引き続き県環境衛生営業指導センターによる地区環境衛生営業相談室の拡充等、経営指導体制の強化を図り、衛生水準のより一層の向上と業界の経営安定・振興等にさらに努力して参りたいと考えておりますので皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

おわりに、各組合のますますのご発展とご繁栄を祈念致しますとともに、前任者同様よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。(新任の)ごあいさつと致します。



新任のご挨拶

国民金融公庫鹿児島支店

支店長 高野 守

去る三月末に

十二年振りに九州のご当地に転任して参りました。久し振りの九州で張切つておりますので前任者同様よろしくお願い申しあげます。

国民公庫は、本年六月をもつて創立四十周年を迎えることができました。これもひとえに皆様方のご支援と賜物と厚くお礼申しあげます。

さて、早近の県内景況は、一般に好況を伝えられておりますが、私どもで実施しました小企業動向調査に

よりましても、地域や業種による差はあるものの、好況感はますます力強くなっています。

しかし、一部については、過疎化、

大規模店の進出、後継者難等難しい問題をかかえていることも事実でございます。

ところで、皆様方の環境衛生営業は、日常生活に密着した分野で、いわゆる経済のソフト化の一翼を担う

業界でございます。

消費者のニーズは、ますます多様化し、経営環境の変化は早いテンポで進行しております。このことは、経営面で

私もも、金融を通じて、皆様方

の事業発展のお手伝をさせていただ

くため、精一杯努力して参ります。

業界のご発展を心から祈念してご挨拶といたします。

付の融資残高も昭和六十三年度末でようやく増加に転じ、平成元年度も引き順調に推移しております。これもひとえに関係業界のみなさまのご理解とご支援によるものと厚く御礼を申し上げる次第でございます。

地方の時代といわれる今日、環境衛生営業も地方の特色を存分に活かした經營が大切だと存じます。私どもも地域のみなさまのお役に立つよう精一杯努力したいと念じております。

みなさま方の益々のご発展を心から祈念いたしまして新任のご挨拶といたします。

まことに、昭和六十三年度から発足し

ましたが、本年度も左記のとおり実

施しますので切角の機会ですから、

環境衛業者の御利用をお待ちしていま

す。

地区環境衛生営業 相談室の開設について

新任のごあいさつ

国民金融公庫鹿屋支店

支店長 弓削 宏

このたびの異動で、福岡から

転任して参りました。前任者同様よろしくおつき合いでありますようお願い申し上げます。

さて、最近の景況は個人消費が依

監事	監事	職名	業種別	役職名	業種別
食肉	美容	業種別	旅館	副理事長	副理事長
蛭子泰夫	坂口貞信	氏名	富田勇勢	理事長	副理事長
このようなかで、県内の環衛貸			岩元静夫	谷川栄一	社交業

新体制で発足

平成元年六月十四日開催された理事会において、理事長、副理事長が次の通り改選されました。

又監事についても新しく選任されました。

環境衛生営業指導センター

新体制で発足

一、相談内容

各環同組合支部長さんへ御連絡します。

経営、融資、税務、労務管理、衛生、その他

二、実施月日、時間、場所

実施場所	実施月日	時 間
大口保健所	6月19日(月) 8月21日(月) 11月20日(月)	13:00~ 15:00
鹿屋保健所	6月22日(木) 9月21日(木) 1月25日(木)	13:00~ 15:00
出水保健所	6月28日(水) 8月24日(木) 11月15日(水)	13:00~ 15:00
指宿保健所	7月13日(木) 9月14日(木) 1月22日(月)	13:00~ 15:00

(3) 平成元年6月

環境衛生がごしま

全国経営指導員会議における挨拶の要旨

全国環境衛生営業指導センター

専務理事 井上正行

政局も混迷していますが、環衛業界も例外ではありません。

最近環衛業の組合員の減少傾向が目立つてきました。その原因として次のようなことが考えられます。

(1) スーパー等の進出

(2) 後継者不足による将来の不安

(3) 経営意慾の不足

客のニーズについて行けず脱落情報の不足

(5) (4) (3) (2) 転嫁の問題、便乗値上げが、環衛業の問題になっています。直接客と接觸しなければならない環衛業者が一番苦しかったのではないか。

最近の問題は、消費税であります。今迄の調査では、課税業者の七十五%、免税業者の三十七%が転嫁しているとのことです。

環境衛生金融公庫は、環衛業者の経営の援助策として、一般貸付、小

さことになりました。実施に当つては、次のようなこと

特別地方消費税は一〇%から三%になりました。今年度も更に廃止の

方向で陳情書を、知事や議長などに提出してゆきたいと思っています。

大店法は緩和の方向に進んでいま

すし、生協法の改正をしてほしいと

の関係団体からの要望が高まっています。

カラオケと消費税については、四

月一日から三%転嫁ときまりました

が、三月三十一日迄に契約済のものには、そのまま、で良く、四月一日以降の契約分については三%転嫁されることになっています。

旅館は殆んど契約していますが、飲食店など五坪（十六・五m²）を超えるものは、一〇万店あります。そのうち五万店が未契約のことです。

(この社会あなたの税がいきてる)

◆社会にいきる税

鹿児島県税務署長

私たちには、直接税や間接税又は所得税や住民税など、様々な税金を納めています。それらは、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるよう、国や地方公共団体が行う幅広い活動のための財源であり、私たち

の身近なところで使われています。私たちにもっとも関係の深い教育

消防などの活動にも生かされています。このように、国民一人一人の負担する税金によって国民全体の安全で豊かな生活が支えられているわけです。

（一）書は所属組合
養田 今堯氏（公浴）
瀬戸口 末男氏（食肉）
東忠氏（食肉）
（二）書は所属組合
鹿児島県理容環境衛生同業組合理事長 岩崎国治氏
（三）書は所属組合
また鹿児島県知事からも次の方々
が表彰されました。

福丸久吉氏（すし商）
福米川紀雄氏（すし商）
福岡豊氏（喫茶業）
福上田敦夫氏（社交業）
福久保耕一氏（料飲業）
永年にわたり環境衛生営業の振興に尽力されました御功績に対しここに衷心からお慶び申し上げます。

（四）書は所属組合
（五）書は所属組合
（六）書は所属組合
（七）書は所属組合
（八）書は所属組合
（九）書は所属組合
（十）書は所属組合
（十一）書は所属組合
（十二）書は所属組合
（十三）書は所属組合
（十四）書は所属組合
（十五）書は所属組合
（十六）書は所属組合
（十七）書は所属組合
（十八）書は所属組合
（十九）書は所属組合
（二十）書は所属組合
（二十一）書は所属組合
（二十二）書は所属組合
（二十三）書は所属組合
（二十四）書は所属組合
（二十五）書は所属組合
（二十六）書は所属組合
（二十七）書は所属組合
（二十八）書は所属組合
（二十九）書は所属組合
（三十）書は所属組合
（三十一）書は所属組合
（三十二）書は所属組合
（三十三）書は所属組合
（三十四）書は所属組合
（三十五）書は所属組合
（三十六）書は所属組合
（三十七）書は所属組合
（三十八）書は所属組合
（三十九）書は所属組合
（四十）書は所属組合
（四十一）書は所属組合
（四十二）書は所属組合
（四十三）書は所属組合
（四十四）書は所属組合
（四十五）書は所属組合
（四十六）書は所属組合
（四十七）書は所属組合
（四十八）書は所属組合
（四十九）書は所属組合
（五十）書は所属組合
（五十一）書は所属組合
（五十二）書は所属組合
（五十三）書は所属組合
（五十四）書は所属組合
（五十五）書は所属組合
（五十六）書は所属組合
（五十七）書は所属組合
（五十八）書は所属組合
（五十九）書は所属組合
（六十）書は所属組合
（六十一年度）

この社会あなたの税がいきてる

●公立学校生徒1人当たりの年間教育費（昭和61年度 国・地方公共団体）

508,000円

561,000円

604,000円



小学生



中学生



高校生(全日制)

する活性化のための調査を実施することになりました。

実施に当つては、次のようなこと

を考えています。

（1）営業者に対するアンケート調査及び実態調査

（2）消費者に対するアンケート調査及び消費者、営業者との討論会

（3）業者だけの反省会、意見交換及び実態調査

皆様の御協力をお願いします。

「消費税導入円滑化

貸付のご案内

消費税の納税を行うか、消費税導入に伴ない価格転嫁の円滑化を図る環境衛生関係営業者の方で設備資金及び運転資金の必要な場合は低利で環境衛公庫から融資をうけられます。設備資金(別枠で二、〇〇〇万円まで)

◎納税事務負担の軽減を図るために必要な資金(コンピューター等の事務機器の導入資金等)

◎消費税の適正な転嫁を円滑に行うために必要な資金(集客力の強化を図るために店舗改装資金等)

無担保無保証貸付(五〇〇万円まで)

組合の経営特別相談員が推薦書作成

運転資金(別枠で一、〇〇〇万円まで)

振興計画に従つて営業を営むのに必要な資金

以上の申込は各組合を通じて県指導センター理事長の証明を必要とします。

詳細については県指導センターへご相談下さい。

相談コーナー

問 旅館に併設された結婚式場は貸付の対象となるか。

答 旅館又は飲食店に併設された結婚式場は貸付対象となる。

問 将来店舗等を移転する予定で購入する土地(又は工場を建築する予定)は環衛貸付の対象となるのか。

答 店舗の移転時期又は工場の建築時期、方法等につき判然としないときは貸付の対象とならない。

答 美容業に付随して行われているものは貸付の対象となる。

「国民金融公庫からのお知らせ」

環衛公庫の貸付条件改善

振興事業設備資金の貸付期間延長など

平成元年度予算成立により、五月二十九日から制度の改善が図られました。

(一)貸付期間の延長
一五年→一八年

高額のご利用について、返済負担の軽減が図られたものです。

(二)対象業種を追加
興業場営業が対象業種に追加され、貸付限度額が一億三千万円とされました。

(三)特別利率対象設備の拡大
茶店営業)、空調設備(クリーニング業)、レジヤー機器(旅館業)、店舗等(興業場営業)等各業種について特別利率を適用する対象設

(二)経営多様化設備の改善

コインランドリー設備が追加され

ました。

(一)貸付対象設備の制約の緩和

店舗等の敷地(借地)の取得に要する資金

店舗等の新築、増改築、買取に伴う場合に加えて、改築を伴う場合も買取又は借地契約の更新に要する資金が貸付対象となりました。

(二)支店等を開設する場合の制約の緩和

店舗等を開設する場合の制約の緩和

ア 既存の同業の店舗の取得資金も改築を伴うことを条件に貸付対象となりました。

イ 土地区画整理事業に伴う耐火建築物の構築に要する資金の新設

「土地区画整理法に基づく土地区画整備事業に伴い、地区区画整

理事業施行地域において行う耐火建築物の構築に要する資金」が一般設備資金の中に新設され、貸付

期間 一五年以内、貸付利率年五・六五%となりました。

六 災害貸付の貸付限度額の引上げ

会社及び個人

環境衛生同業組合等

一、五〇〇万円→一、〇〇〇万円

三、〇〇〇万円→四、〇〇〇万円

一、五〇〇万円→二、〇〇〇万円

一億五、〇〇〇万円

二億五、〇〇〇万円

一、五〇〇万円→一、〇〇〇万円



ごあいさつ

(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 谷川栄一

環境衛生関係
営業者の皆様に
は、御健勝にて、
新年をお迎えになつたこと、思いま
す。謹んで、ごあいさつを申し上

げます。昨年は、昭和天皇の崩御と
言うかなしい年でございましたが、
年号も平成と改まり、元年も慌しく
去つて行きました。私達環衛業者も
二極分化が進み、経営の体質を改善
しない限り落後の止むなきに至りま
す。

私達環衛業界も、利用者の好みの
変化、新規参入者の増加、その他、
大企業の進出による競争の激化など
経営上の問題点も数多く指摘されて
います。お互に創意工夫して経営の
向上に努め、消費者、利用者の嗜好
に応える努力をしなければなりません。
皆様の益々の御健勝を、祈つて、
ごあいさつと致します。

このように、大型店舗の進出、チエーン店
化、異業種からの新規参入等により
厳しい経営環境にあります。

ひとりが企業性を認識した経営者意
識をもつことにより、経営の零細性

環衛かごしま

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生
営業指導センター
鹿児島市加治屋町
2-15
☎0992-22-8332



年頭のごあいさつ

鹿児島県保健環境部

生活衛生課長 本山尚士

謹んで新春の
ごあいさつを申
し上げます。

環境衛生営業者の皆様方には、
日ごろから公衆衛生の向上に深い御
理解と御協力を賜り、厚くお礼申し
上げます。

さて、我が国の経済は、雇用状況
の改善に伴う消費環境の進展及び民
間設備投資の堅調な推移により、内
需主導の着実な成長が続いており、
景気拡大の基調をたどております。
また、社会生活環境においては、
余暇時間の増大、レジャー志向が進
行する中において、消費者ニーズは
多様化、個性化してきており、その
扱い手とも言うべき環境衛生関係営
業者の皆様方に対する期待は、益々
大きいものがあると思われます。

一方、皆様方の業界におかれまし
ても、大型店舗の進出、チエーン店
化、異業種からの新規参入等により
厳しい経営環境にあります。

本年も、県政の推進に皆様方の一
層の御理解と御支援を賜りますよう
お願いいたしますと共に各組合のま
すますの御発展と皆様方の御健勝と
御繁榮を祈念いたしましてごあいさ
つといたします。



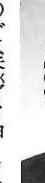
年頭のご挨拶

國民金融公庫鹿兒島支店

支店長
高野



謹んで、環境
います。


衛生関係営業の皆様方に、新年のご挨拶を申しあげます。皆様方におかれましては、平素から環境衛生金融公庫及び当公庫に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。本年も倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

また県内の景況をみましても、地域や業種による格差はあるものの、全体として全国と同じく着実に拡大しています。公庫の取引先を対象とした小企業動向調査の結果を見ましても、昨年は、ほとんどの業種で、売上高・収益とともに、好調に推移していきます。

ところで、環衛業におかれましては、昭和二十九年の文部省による規制緩和により、本年は、不況感によって支拂ってこなかつた

さて 昭和から平成への改元で
スタートした昨年の国内経済をふり
返つてみますと、昭和天皇の崩御に
よる大喪の礼や消費税導入の影響な
ど一時的なブレはありましたが、設
備投資と個人消費を中心とする内需
の拡大により、依然として堅調な足
どりを示し、長期の好況を持続して
います。

このような中で、円安ドル高、人手不足、地価の高騰などインフレ要因の動向が懸念され、三次にわたる公定歩合の引上げが実施されました。これに伴って、環衛公庫の貸付利率も三回にわたり引上げられ、超低金利の時代は、終りを告げようとして

**クリーンング業法の一部改正に伴う
運用上の留意事項について**

運用上の留意事項について

法の一改正の主旨、法律の条文については、昭和六三年六月発行の「環衛かごしま五号」に登載しましたが、運用上の留意事項について記載します。

受けたことがあります。受講者が多いクリーニング所では、一時にまとめて受講しても良いし、期間内に按分して受けても良くその判断は、営業者の判断で良いこ

四、研修又は講習を修了した者の異

(1) クリーニング所を異動したものの、取扱い。

るクリーニング師や、直接洗たく物の処理又は受取及び引渡しに関する業務に従事する従業員であつて、事務的業務だけに従事する従

研修又は、講習を受けたもの

一、常事雇用、臨時雇用、季節雇用の従業員の考え方

が別のクリーニング所に勤務した時は、新しく勤務したクリーニング所で受講したものとみな

クリーニング所において直接洗たく物の処理又は受取及び引渡し

(2) 研修、講習を受けたものが退して良いことになつています。

に関する業務に従事するものであれば、常事雇用、臨事雇用、季節雇用にかゝらず、全部該当します。

職したり、転職したりして、いなくなつた場合の取扱い。

三、研修又は講習の受講方法

最初は一年以内に、その後は三年を超えない期間ごとに繰り返し

ささらに一層精一杯努力して参ります
ので鹿屋支店及び川内支店ともども
ご支援、お引立ての程よろしくお願
いいたします。

(3) 平成2年1月

ま し ご か が 卫 環

〔喫茶店も〕

二極分化が強まる

(エコノミスト)

産業トレンドから

89・10・31

日本の喫茶店業の発祥は明治二一年東京上野黒門町に開業した「珈琲(可否)茶館」にさかのぼり今年で一〇一才を迎えました。戦後拡大を続けてきた喫茶店業界が昭和五七年をピークに縮少に転じ、外食産業とのきびしい競争やテナント料の値上がり等が個人経営の店舗数の減少に連がっています。

その一方で、一五〇円のセルフサービス店や、高級志向などを特色とする大手喫茶チェーンが売上を伸ばしています。業績を伸ばしている大手チエーン店を、次のように紹介しています。

(1) セルフサービスと自家焙煎でコーヒー価格を極力抑えたもの(ドトールコーヒーブループ)

(2) 二十四時間営業店(からふね珈琲)

(3) 会議室スペースとしての時間貸

(4) 一杯一〇〇〇円近いコーヒーを出す高級喫茶店(カフェラミル)

〔すし職人養成学校〕

…・読売新聞

にぎり三年巻き八年と言われるようになるには、長年の修業が必要であります。「一ヶ月から一年でプロの腕を身につけられます」と言う板前養成学校があります。

東京都港区南青山のビル内にあるすし大学、学長は、経営者の竹内寛和さん。

すしの職人になるには、下積みが必要で若い人には、人気があります。下積み時代となるべく短かくと言いうのが、開講の動機との事、受講者の殆んどは、脱サラ組で、昭和五年のスタート以来約一〇〇〇人が卒業、その八割が米、豪、欧州などに板前として就職していることがあります。

授業は、一ヶ月コースでは、日曜日を除く毎日一日九時間、一年コースでは、一日三時間を週三回の特訓を受けているそうです。

〔公衆浴場の経営の問題点〕

環衛 12月号より

例一) 大阪にあるA店

ジエットバス、アロエバスなど一二種類の浴槽、サウナなどの設備のほか、生ビール、ジュース販売などのサービスを提供できるロ

ビーを持つており、入浴料は普通料金昭和六二年一二月開業以来毎日一五〇〇人の客を集めています。

利用者の八割は、自家風呂所有者であり、ロビーのカラオケを愛好する固定客もふえ、遊び感覚で来れる人が多く、冬でも良くビールが売れているとのことです。

(2) 一般用とは

昭和六二年中の課税売上高が五億円以上の事業者、簡易課税制度を受けようとする事業者の方が使用します。

該当の方は、早目に手続きをして下さい。



と思われます。総務省統計局の「住宅統計調査報告」によりますと、昭和五三年は、総住宅の八三%二七〇〇戸が自家風呂を保有しております。

昭和六三年は九二%と殆んどの家で保有していることになっています。利用客の減少及び、それに伴う売上不振を克服して、発展するためには自家風呂を持たない人だけをターゲットとするのではなく、自家風呂を持つている人も顧客に組み入れていい努力が必要であります。

消費税確定申告について

個人事業者の方へ

平成二年四月二日まで

昭和六二年中の課税売上高が三〇〇〇万円を超える個人事業者の方の平成元年分消費税確定申告は、平成二年四月二日迄となっています。

消費税確定申告書には、簡易課税用と一般用の二種類があります。

(1) 簡易課税用とは

昭和六二年中の課税売上高が五億円以下の課税事業者で「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方が使用できます。

(2) 一般用とは

昭和六二年中の課税売上高が五億円以上の事業者、簡易課税制度を受けようとする事業者又は、還付を受けようとする事業者の方が使用します。

該当の方は、早目に手続きをして下さい。

「国民金融公庫からのお知らせ」
手軽に利用できます

「国の進学ローン」

のご案内

国民金融公庫では、受験生をかかえるご家庭を応援しています。従業員の皆様にもおすすめください。

▽ご融資額 一進学者当り

100万円以内

▽ご融資期間 5年以内

▽利率 年6・2%

▽保証 進学資金融資保証基金の保証または保証人

▽ご利用できる方 大学・短大・高校などへ進学される方のご父母など

▽お使いみち 入学金・授業料・受験費用・教科書代・下宿代など

▽お取扱い期間 4月末まで

鹿児島支店 (0992)25-3482

鹿屋支店 (0994)42-5141
川内支店 (0996)20-2191

(全国社交業代表者鹿児島大会) 及び全国すし商環同組合連絡会鹿児島大会の開催

今年九月と一〇月に社交業代表者

が区分しがたい場合は、面積按分に見えます。
さきに公定歩合引上げに伴い環境衛生金融公庫の貸付利率が次のとおり改正されました。
只、振興事業施設のうち特定設備については今のところ変更はありませんので、設備をなさる方は低利のうちに借用利用された方が得策と考えます。

大会とすし商環同組合連合会大會が鹿児島県に於いて開催されることになりました。時あたかも、大河ドラマ「翔ぶが如く」が放映されています。

これを機に業界の飛躍的向上をめざして頑張っています。皆様の御来鹿を心からお待ち申しあげます。

日時、場所などは下記の通りです。

記

大会別	日 時	開 催 場 所	参 加 予 賀 人
全国社交業者代表鹿児島大会	平成2年9月11日(火)	鹿児島市民文化ホール (鹿児島市与次郎2丁目3-1)	1,500名
全国すし商環同組合連絡会鹿児島大会	平成2年10月15日(月) 10月17日(水)	全 上	2,000名

環境衛生金融公庫の貸付利率の改正について

[別表]

環境衛生金融公庫貸付利率表

(会社及び個人)

平成2年1月4日改正

区分	利 率 区 分	年 利 率	
		旧 利 率	新 利 率
一般設備貸付	基 準 利 率	6.5 %	6.8 %
	近代化設備、市街地再開発事業施設	6.4 %	6.4 %
	太陽熱利用冷温熱装置	5.9 %	5.9 %
	衛生設備	5.4 %	5.4 %
	消防設備、防火避難施設、耐震改修等施設、汚水等処理施設、大気汚染防止施設、降灰防除施設	(4年目以降5.9%)	(4年目以降5.9%)
	浴場業衛生・近代化設備	4.9 %	4.9 %
振興事業貸付	設備資金	5.4 % (4年目以降5.9%)	5.4 % (4年目以降5.9%)
	振興事業施設のうち特定設備	振興事業施設のうち特定設備以外のものは、上記の一般設備貸付に同じ	
小企業等設備改善資金特別貸付	基 準 利 率	6.5 %	6.8 %
消費税導入円滑化貸付		4.35% ~ 6.5 %	4.35% ~ 6.8 %

質問コーナー

(質問)

店舗付住宅の建築に当たり、店舗

部分及び住宅部分にかかる所要額の算出方法はどうするのか、又店に付随する備品等の設備は申込出来るか。

より算出してよい。従つて見積は店舗付住宅全部の建築見積を徴求し、住宅部分については住宅金融公庫か一般金融機関の住宅ローンを利用し、店舗部分とそれに必要な備品等の見積書を添付し環境衛生金融公庫を利用する二本立ての申込をすることになります。

(回答)

見積書上、店舗部分及び居宅部分が区分しがたい場合は、面積按分に





新事務局紹介

平成2年6月1日から指導センター及び連合協議会は下記に移転しました。

なお、理、美容師試験センター事務局も同居することになりましたのでお知らせします。

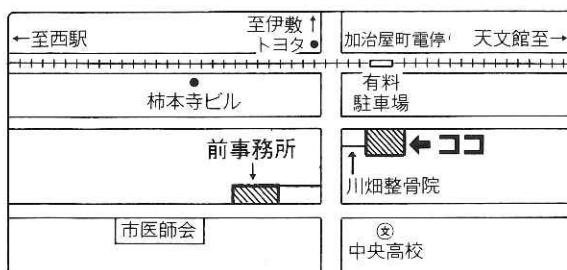
新事務所は広々として明るく、私共も気分を新たに心機一転業務に精励しますので、今後共尚一層のご指導ご協力をよろしくお願い申しあげます。

記

新事務所 〒892 鹿児島市加治屋町11番2号

鶴丸技芸ビル2階

電話 (0992) 22-8332 (従来どおり)
FAX (0992) 22-8333

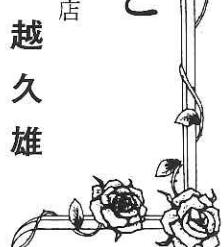




環衛業界に思うこと

国民金融公庫川内支店

支店長 川越久雄



平成2年度

「クリーニング業研修、講習はじまる」

公庫に入庫して十一回目の転勤ではじめて生れ故郷の鹿児島県に赴任し、早や一年が過ぎようとしております。

転勤族である者にとって、日常生活に密着している環衛業界の皆様との出合いは特に深いものがあります。

今回センターの環衛かごしまを通じてございさつができることを心から喜こんでおります。

さて、好景気に支えられた日本経済は史上二番目の息の長い成長を維持しておりますが、逆かのぼれば、敗戦の日本復興は産業もない時代に大いに外貨を稼いだのがサービス産業の環衛業者の方々でありました。今、女性経営者進出も環衛業者の皆さんが戦後急速に先駆者となら

地元鹿児島県では、「翔ぶが如く」の放映もあり観光客も増加して環衛業界の皆様にも追い風が吹いている状況にあります。

多様化して厳しい経営環境はあると思いますが、戦後の復興を担われたように今度は鹿児島県経済の活性化の為に、組合を中心一致団結し

て地域発展に寄与下さることを期待する次第でございます。

(2) 業務従事者の講習

各クリーニング所(取次所を含む)の業務に従事する者は、全員受講することになりました。

(3) 本県では下記の通り実施いたしました。

くご支援、ご協力の程をお願い申します。可能な限り出席方をお願いいたします。

研修(クリーニング師)

実施月日	実施地区	実施場所
7月8日	中央H C、指宿H C管内	谷山サザンホール
7月15日	鹿屋H C、志布志H C管内	鹿屋市中央公民館
9月9日	西之表H C、屋久島H C管内	熊毛支庁

講習(従事者)



実施月日	実施地区	実施場所
7月7日	中央H C、指宿H C管内	谷山サザンホール
7月14日	鹿屋H C、志布志H C管内	鹿屋市中央公民館
9月9日	西之表H C、屋久島H C管内	熊毛支庁

まごか衛環

〔全国指導員会議に於ける講演の要旨〕

これから環境衛業経営指導のあり方

講師 追手門学院大学教授

後藤幸男

世界は、東西ドイツの和解に見られるように大きく変りつ、あります。現在では、一国だけの経済運営時代をすぎブロック別経済に移行しつ、あります。オイルショックがこのような教訓になつたのも事実であります。技術革新は、経済構造を変え、近代の技術開発は、一・二三年位で古くなり、又新しい技術開発を必要とする位秒進歩であります。

私達もこの変化に目をむけて対応しなければなりません。環衛業者の当面する問題点は、人手不足と、後継者難です。親の商賣をけなす子供がいる。自分の子供が継がない仕事を他人が働くわけがありません。魅力ある環境づくりが必要です。大資本の環衛業への進出、大店法も規制

緩和の方法で進んでおり、小企業者は、身を滅ぼし、情報不足は経営戦争に不利を招くことになります。消費者の感性にうつたえ、サイダーの動きは、組織の低下を招きます。組織率のアップを図るには、魅力ある組織でなくてはなりません。情報と時間は、新たな経営の要素です。サービスを良くし、経営を発展させるためには、特定の目的に関連した知識が必要です。新人類つまり発想力がありすべてのものに感性豊かである利点があります。この利点をうまく経営に生かすよう工夫することです。

これから環境衛業の方向は、組織化の推進が必要で、そのためには、魅力ある組織でなくてはならず、又人は創造性に富んだものであるから、

(平成2年度環境衛生営業功労者)

表彰おめでとうございます

県知事表彰

環同組合名	氏名	環同組合名	氏名
クリーニング環同組合	黒木光秀	旅館環同組合	長一彦
公衆浴場	内山辰己		
		喫茶業	
食肉	川原嘉郎		
食肉	高木貞美	社交業	福井由征
すし商	川路金丸		
すし商	料飲業	栄	福宣博
三井貞男		佐伯明良	
料飲業			
高味康男	福永正		

法や規制で縛るだけが能ではあります。ダンピングによる競争はやがては身を滅ぼし、情報不足は経営戦争に不利を招くことになります。消費者の感性にうつたえ、サービスをもたせて、ヤル気を起こさなければなりません。従業員の待遇を良くし、人間関係を良くして各人に自ら性を得る環衛業になつて下さい。

(財団法人)

理容師、美容師試験

センターのご紹介

平成二年四月一日に厚生省の認可を得て、財団法人理容師、美容師試験センターが発足しました。今迄は、各県（行政）で実施されていましたが、試験センターの発足に伴い、本年十月二十八日実施分（学科試験）から、全国一律に同じ日に、同じ問題で実施されます。

実地試験は、各県の試験センターで実施することになります。

各県の関係課長（鹿児島県では県生活衛生課長）が支部長になり、その他職員一名を配置することになります。職員一名は、（財）鹿児島県環境衛生営業指導センター（鹿児島市加治屋町一一一二）に同居することになります。

資金の用途	<u>設備資金</u>	1. 集客力の強化等経営基盤の強化を図るための店舗増改築等資金 2. 事務合理化、販売促進のための業務用事務機器等の取得資金 3. 生産、流通、管理部門の効率化等を図るために設備の取得資金
	<u>運転資金</u>	1. 上記2、又は3の設備を賃借するために必要な資金 2. 販売促進を図るために必要となる資金

お取扱い期間 平成三年三月三十一

ご利用いただける方

環境衛生関係営業者で、その営業における経営基盤の強化を図る方で原則として県環境衛生営業指導センター又は加入している夫々の環境衛生同業組合の経営指導を受けており、申込に際しては県指導センターの推薦が必要となります。

融資額

公庫の他の制度の貸付残高にか、わらず、別枠で一貸付当たり設備資金三、〇〇〇万円以内、運転資金二、〇〇〇万円以内、運転資金二、〇〇〇万円以内、ただし無担保無保証人で貸付を受けたい方は設備資金で五〇〇万円以内

（財）鹿児島県環境衛生
営業指導センター

電話 0992-22-8332

「経営基盤強化融資制度」及び「消費税導入円滑化融資制度」は環衛業の営業者にとつては大変有利な制度です。ので大いにご利用して下さい。

お問合せ先
鹿児島市加治屋町一一番二号

日まで

相談コーナー

質問 店舗を新しく建築する場合、振興事業施設として特別利率の適用がうけられるか。

回答 振興設備貸付において店舗等の特別利率が適用できるのは、

増改築の設備投資であって、従前の延床面積の〇・五倍増床までの範囲という面積制限がある。これを超える部分については基

(5) 平成2年6月

環境衛生かしき

準利率の適用となる。

只、従前の店舗を全部取こわし新しく建築する場合は該当するが他の場所（例え隣接地でも）に新築する場合は基準利率となる。

大店法の規制緩和

大店法も規制緩和の方向に進んでいますが、このことは、益々中小企業者を圧迫することになりかねません。中小企業者に直接関係のあることをあげて見ます。

(1) 出店調整処理期間が今迄は別に定められていました。そのため出店表明から、相当な期間がかかるつていました。少くとも、出店が引きいばされている間は、中小企業者は、助かつていきました。

今回の改正で出店表明から事前説明、事前商調協審議を経て、正式商調協勧告までの合計期間を一年

半以内とすることになりました。

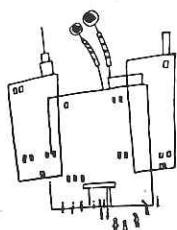
(2) 閉店時刻は今迄は午後六時までの場合には届出の義務はありませんでしたが、今回の改正で午後七時までには届出の義務はなくなり、自由に出来るようになりました。

又、休業日数も月四日以上（年間ベースで四十八日以上）は、届出は必要でありませんでしたが、

今年間四十四日以上に改正され

ました。従つて今迄四十八日以上

休日があれば、無届で良かつたものが四日多く働いても、届出義務がなくなりその分だけ、周辺の中企業に影響が出て来るものと思われます。



平成二年度地区環境衛生営業相談室の開設について

**応援します
愛される
お店づくり**

地区に密着した相談事業を本年度も下記により実施しますので、皆様の御利用をお待ちしています。

旅館・クリーニング等の環境衛生関係営業の方々に、お店の新・増・改築や器具・備品の購入などに必要な設備資金や、営業の振興・経営の安定化に役立つ運転資金をご融資しています。

融資条件（概略）は次の通りです。
〔一般設備貸付〕
*設備資金

います。

(1)融資限度額↓業種により五千二百万円以内／一億八千万円以内

(2)利率↓基準利率年七・六%

(3)融資期間↓十三年以内
〔例外〕
特例貸付等十五年以内
浴場業二十七年以内

西之表保健所	加治木保健所	川内保健所	伊集院保健所	実施場所	実施月日	時間	記
2月15日(金)	8月16日(木)	1月18日(金)	10月12日(金)	7月5日(木)	10月5日(金)	14:00～16:00	
14:00～16:00	14:00～16:00	14:00～16:00	1月14日(月)	2月5日(火)	7月12日(木)	14:00～16:00	

(4)据置期間↓原則一年以内

(5)返済方法↓原則元金均等返済

(6) 保証人 ⇨原則一名以上

(会社の場合は代表者のほか一名
以上)

(会社の場合は代表者のほか一名
以上)

飲食店活性化事業に基づく アンケートよりみた利用客の縮図

(7) 担保 ⇨必要に応じて提供
〔振興事業貸付〕

(7) 担保 ⇨必要に応じて提供
〔小企業等特別貸付〕
*設備資金

◎厚生大臣から振興計画の認定を受けた環境衛生同業組合の組合員

①融資限度額
設備資金 ⇨業種により
八千万円～二億七千万円
運転資金 ⇨三千五百万円

②利率
設備資金 ⇨年六・七・六‰
運転資金 ⇨年七・六‰

③融資期間
④利率 ⇨年六・八‰
⑤融資期間 ⇨五年以内
⑥据置期間 ⇨六か月以内
⑦返済 ⇨元金均等返済

⑧担保・保証人 ⇨必要なし
〔問合せ・申込み〕

詳しくは、県環境衛生営業指導センター又は夫々の県の環境衛生同業組合、並びに国民金融公庫（鹿児島、鹿屋、川内各支店）へお問合せのうえ、お申込み下さい。
なお、指導センターでは常時相談を受けておりますのでお気軽にご相談下さい。

現代の客は、価格は少々高くても、おいしい満足の出来るものを望んでいます。

①設備資金 ⇨十八年以内
②運転資金 ⇨五年以内
特に必要な場合七年以内
③融資期間
④据置期間 ⇨原則六か月以内
設備資金 ⇨二年以内
運転資金 ⇨六か月以内
必要な場合一年以内
⑤返済方法 ⇨原則元金均等返済
⑥保証人 ⇨原則一名以上

平成元年度鹿児島県環境衛生営業指導センターは、環境衛生金融公庫、全国環境衛生営業指導センターの指導のもとに一般飲食店及びすし商を対象として活性化のための調査を実施しましたが、このうち消費者に対するアンケート調査結果から、現在の消費者の飲食店に対する考え方を紹介します。

- 1、利 用 頻 度 は………月に2～3回
- 2、利 用 時 の メンバ ー………男は家族女は友達
- 3、店 を 選ぶ 条件 は………清潔でセンスが良い
- 4、メ ニ ュ ー は………見てからきめる
- 5、ど ち ら を 選ぶ か………値だんは少々高くても満足する方を選ぶ
- 6、好 み の 料理 は………男女ともにニギリズシ
- 7、健 康 の た め の 料理 ………あれば利用したい
- 8、昼 食 代 は………500円～800円
- 9、好 ま し い 飲食店………清潔な店
- 10、い や な 思 い を し た こ と……長く待たされた
- 11、心 や す く 行 け る 店 ………ある
- 12、洋 食 と 和 食 で は………どちらかと言えば和食





ごあいさつ

財団法人 鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 谷川栄一

謹んで新春の
ごあいさつを申
し上げます。
皆様方には、ご健勝にて、希望に
満ちた新年をお迎えのことと思いま
す。昨年十一月には、多くの外国の
要人をお招きし、厳かに天皇の即位
の礼が行われ、名実ともに、平和な
平成の時代の到来を実感いたしました。

それに比べ私達環衛業界にとって
は、大店法の緩和など、誠にきびし
いものがあります。現代の消費者嗜
好に対処することは、並大抵のこと
ではありません。さらに環衛業界で
も、高齢化が進み、経営者の交代時
期にもか、わらず、後継者難に苦し
んでいるのが実情です。この時こそ、
環衛業界一体となり創意工夫して、
繁栄を図つて行かなければなりません。
よろしくご協力の程お願い申し
上げます。

環衛 ごしま

発行・編集
(財)鹿児島県環境衛生
営業指導センター
鹿児島市加治屋町
2-15
☎0992-22-8332

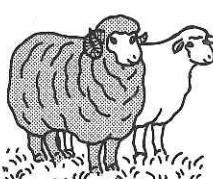


謹んで新春の
ごあいさつを申
し上げます。
環境衛生関係営業者の皆様方には、
日ごろから公衆衛生の向上に深い御
理解と御協力を賜り厚く御礼申し上
げます。

さて、最近の経済動向をみますと、
企業の人手不足感が一段と広がって
いるものの、国内需要は依然堅調に
推移し、設備投資も増加傾向にあり、
安定した成長を続けております。

また、社会の情報化、高齢化、働
く女性の増加等により消費者ニーズ
も変化しております。その扱い手と
もいうべき環境衛生関係営業者の皆
様方に対する期待は益々大きいもの
があると考えます。

一方、最近の製造業中心からサー
クス業中心の産業構造の変化により、
今後、同業種・異業種を問わず大手
資本の環衛業界への進出が加速され
るものと考えます。



年頭のごあいさつ

鹿児島県保健環境部長

加藤恒生

謹んで新春の
性化を図つていくには、多様化する
消費者ニーズを的確に把握し、経営
の健全化、衛生水準のより一層の向
上を図る等、消費者・利用者の利益
につながる経営体質の強化が必要と
考えます。

県といたしましても、引き続き新

しい経済、社会環境に対応しうる環
境衛生関係営業の振興及び昨年十一
月創立十周年という大きな節目を迎
えられた県環境衛生営業指導センタ
ーによる経営指導体制の充実強化に
努めて参る所存であります。

本年も、県政の推進に皆様方の一
層の御理解と御協力を賜りますよう
お願いいたしますとともに各組合の
ますますの御発展と皆様方の御健勝
と御繁栄を祈念いたしましてごあい
さつといたします。



平成二年十一月二十一日鹿児島商工會議所十四階会議室において、当指導センター副理事長富田勇勢氏の開会のことばにはじまり、理事長のあいさつがあつた。

引き続いて、厚生大臣、環境衛生金融公庫理事長、(財)全国環境衛生業指導センター理事長より、心温まる祝辞を頂戴した。受賞者代表新地茂氏(クリーニング組合)の謝辞に続き祝電が披露され、準備委員河野元紀氏の閉会のことばがあり、盛會裡に終了した。

事長による感謝状が授与された。

つぎに来賓祝辞にうつり、厚生省、りなごやかな雰囲氣の裡に、すべて鹿児島県知事、鹿児島市長、環境衛の行事を終了した。

(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター 創立十周年記念式典を挙行

[各種研修会開催]

研修会別	開催年月日	研修内容	出席人員
環同組合事務職員研修	平成2年10月29日	講師 (財)鹿児島県環衛指導センター 理事長 谷川栄一 (講話) 私の歩んだ道	9名
特別相談員研修	平成2年11月21日	(1) 環衛改善貸付の審査と事後指導 (指導センター事務局長) 吉満正義 (2) 環衛業関係の融資制度について (国民金融公庫鹿児島支店) 融資第一課長 後藤常範	38名
役職員研修	平成2年11月21日	(1) 公庫窓口から見た中小企業動向 (国民金融公庫鹿児島支店) 支店長 池田弘幸 (2) 環衛業界の諸問題と活性化への課題 (全国環境衛生営業指導センター) 専務理事 井上正行	66名

ホテル、旅館の格付け「五つ星」制度は 日本に必要か

(日本経済新聞より)

終戦間もない昭和二十四年に貧弱だった外国人宿泊施設整備のために一定の条件を備えた、ホテル、旅館に品質保証をする登録制度を発足させた。これが国際観光ホテル整備法である。

しかしこの登録制度が古くなつたとして、運輸省は大臣の諮問機関である運輸政策審議会に特別検討委員会を設け、具体策を詰つたのが、関係業者の関心の的になつてゐる。

改正の理由として登録ホテル、旅館が少いこと(宿泊施設の約三%)と外国人の関心が大都市や特定の觀光地から、地方にも広がつて來ているが、地方に少いこと(鹿児島県では六十三年末一二二八件中二六件の一・二%)。又欧米人向けの施設に重きを置いていたが、アジアからの客が多くなつた現在、今迄の施設で良いのかなどであると言われてゐる。フランスやイタリアでは「星マーク、英国では「王冠」などが使用者の基準となつてゐる。

ホテルは施設面で評価できるが情緒を売る日本旅館はどのように判断するのか外国人向けの格付であつても、日本人客の格付にも使われるから、中小旅館は首をしめることになるとの意見もある。

分野調整事業協議会開催



平成二年度第一回分野調整事業協議会を十月三十一日に指導センター(ト21)によるホテル建設の経過について事務局より報告、委員の意見聴取

協議会内容

一、会長あいさつ

六、中元クリーニング株式会社、九州進出状況について事務局より説明

二、環衛業界の傾向

明、クリーニング環同組合理事長

三、出入国管理及び難民認定法改正

の補足説明

日本フードサービス協会外食産業学科設置を働きかけ

(日経流通新聞より)

日本フードサービス協会は、以前

から外食産業大学の創設を目指して

いたが、協会独自で大学をつくることは、コストの面で無理であるため、既存の大学に専門学科を置くよう

要望することにした。平成二年度か

ら各大学と本格的に折衝し、早けれ

ば九十三年度の学科開設を目指して

いる。欧米には、外食産業専門の大

学や学部、学科は多いが、日本では

今のところない。

表彰おめでとうございます

(平成二年度環境衛生功労者)



全国環同組合中央会理事長	厚生大臣			区 分	業 種	住 所	氏 名
	美 容 業	料 飲 業	喫 茶 業				
美容業	クリーニング業	食肉販売業	大根占町	鹿児島市	鹿児島市	坂 口 のち子	元 野 行 夫
指宿市	ク リ ニ ン グ 業	喫 茶 業	ク	ク	ク	ク	ク
岩川宏	岩 岡	高 業	桶 渡 文	坂 口 のち子	大根占町	元 野 行 夫	行 夫
	岩 重 光	豊 豊	文 雄				

